

関原発第438号  
令和2年12月4日

原子力規制委員会 殿

住 所 大阪市北区中之島3丁目6番16号  
申請者名 関西電力株式会社  
代表者氏名 執行役社長 森本 孝

大飯発電所2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書の  
補正について

令和2年8月28日付け関原発第288号をもちまして申請いたしました大飯発電所2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書について、下記のとおり補正いたします。

#### 記

大飯発電所2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書の本文及び添付書類を、別添の大飯発電所2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書（令和2年8月28日 関原発第288号）の補正前後比較表の補正後欄のとおり一部補正する（ただし、変更箇所を示す記載は含まない）。

以上

別添

大飯発電所2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書

(令和2年8月28日 関原発第288号)の補正前後比較表

大飯発電所2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																						
一	四 第4-2表 廃止措置対象施設	<p style="text-align: center;">第4-2表 廃止措置対象施設 (1/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称<sup>※1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原子炉本体</td> <td>炉心</td> <td>支持構造物</td> </tr> <tr> <td>燃料体</td> <td>燃料集合体</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器</td> <td>原子炉容器</td> </tr> <tr> <td>放射線遮蔽体</td> <td>原子炉容器周囲のコンクリート壁 格納容器遮蔽建屋</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="2">核燃料物質取扱設備</td> <td>燃料移送装置<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>除染装置<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質貯蔵設備</td> <td>新燃料貯蔵設備<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵設備<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">原子炉冷却系統施設</td> <td rowspan="3">1次冷却設備</td> <td>蒸気発生器</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材ポンプ</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材管</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2次冷却設備</td> <td>加圧器</td> </tr> <tr> <td>タービン</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常用冷却設備</td> <td>安全注入系</td> </tr> <tr> <td>蓄圧注入系</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他の主要な事項</td> <td>化学・体積制御設備</td> </tr> <tr> <td>余熱除去設備</td> </tr> <tr> <td>蒸気ダンプ設備</td> </tr> <tr> <td>主蒸気安全弁及び逃がし弁</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">計測制御系統施設</td> <td rowspan="3">計装</td> <td>原子炉補機冷却設備</td> </tr> <tr> <td>炉外核計装</td> </tr> <tr> <td>炉内核計装</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安全保護回路</td> <td>プロセス計装</td> </tr> <tr> <td>原子炉停止回路</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">制御設備</td> <td>その他の主要な安全保護回路</td> </tr> <tr> <td>制御材</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の主要な事項</td> <td>制御材駆動設備</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材温度制御設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>加圧器制御設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：記載されている設備が設置されている建屋（原子炉補助建屋、廃棄物処理建屋、タービン建屋）を含む。          ※2：1号炉、3号炉及び4号炉との共用（一部共用を含む。）施設</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称 <sup>※1</sup>	原子炉本体	炉心	支持構造物	燃料体	燃料集合体	原子炉容器	原子炉容器	放射線遮蔽体	原子炉容器周囲のコンクリート壁 格納容器遮蔽建屋	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料移送装置 <sup>※2</sup>	除染装置 <sup>※2</sup>	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備 <sup>※2</sup>	使用済燃料貯蔵設備 <sup>※2</sup>	原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	蒸気発生器	1次冷却材ポンプ	1次冷却材管	2次冷却設備	加圧器	タービン	非常用冷却設備	安全注入系	蓄圧注入系	その他の主要な事項	化学・体積制御設備	余熱除去設備	蒸気ダンプ設備	主蒸気安全弁及び逃がし弁	計測制御系統施設	計装	原子炉補機冷却設備	炉外核計装	炉内核計装	安全保護回路	プロセス計装	原子炉停止回路	制御設備	その他の主要な安全保護回路	制御材	その他の主要な事項	制御材駆動設備	1次冷却材温度制御設備		加圧器制御設備	<p style="text-align: center;">第4-2表 廃止措置対象施設 (1/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称<sup>※1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原子炉本体</td> <td>炉心</td> <td>支持構造物</td> </tr> <tr> <td>燃料体</td> <td>燃料集合体</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器</td> <td>原子炉容器</td> </tr> <tr> <td>放射線遮蔽体</td> <td>原子炉容器周囲のコンクリート壁 格納容器遮蔽建屋</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="2">核燃料物質取扱設備</td> <td>燃料移送装置<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>除染装置<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質貯蔵設備</td> <td>新燃料貯蔵設備<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵設備<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">原子炉冷却系統施設</td> <td rowspan="3">1次冷却設備</td> <td>蒸気発生器</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材ポンプ</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材管</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2次冷却設備</td> <td>加圧器</td> </tr> <tr> <td>タービン</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常用冷却設備</td> <td>安全注入系</td> </tr> <tr> <td>蓄圧注入系</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他の主要な事項</td> <td>化学・体積制御設備</td> </tr> <tr> <td>余熱除去設備</td> </tr> <tr> <td>蒸気ダンプ設備</td> </tr> <tr> <td>主蒸気安全弁及び逃がし弁</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">計測制御系統施設</td> <td rowspan="3">計装</td> <td>原子炉補機冷却設備</td> </tr> <tr> <td>炉外核計装</td> </tr> <tr> <td>炉内核計装</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安全保護回路</td> <td>プロセス計装</td> </tr> <tr> <td>原子炉停止回路</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">制御設備</td> <td>その他の主要な安全保護回路</td> </tr> <tr> <td>制御材</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の主要な事項</td> <td>制御材駆動設備</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材温度制御設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>加圧器制御設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：記載されている設備が設置されている建屋（原子炉補助建屋、廃棄物処理建屋、タービン建屋）を含む。          ※2：1号炉、3号炉及び4号炉との共用（一部共用を含む。）施設</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称 <sup>※1</sup>	原子炉本体	炉心	支持構造物	燃料体	燃料集合体	原子炉容器	原子炉容器	放射線遮蔽体	原子炉容器周囲のコンクリート壁 格納容器遮蔽建屋	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料移送装置 <sup>※2</sup>	除染装置 <sup>※2</sup>	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備 <sup>※2</sup>	使用済燃料貯蔵設備 <sup>※2</sup>	原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	蒸気発生器	1次冷却材ポンプ	1次冷却材管	2次冷却設備	加圧器	タービン	非常用冷却設備	安全注入系	蓄圧注入系	その他の主要な事項	化学・体積制御設備	余熱除去設備	蒸気ダンプ設備	主蒸気安全弁及び逃がし弁	計測制御系統施設	計装	原子炉補機冷却設備	炉外核計装	炉内核計装	安全保護回路	プロセス計装	原子炉停止回路	制御設備	その他の主要な安全保護回路	制御材	その他の主要な事項	制御材駆動設備	1次冷却材温度制御設備		加圧器制御設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記載の適正化 (注記番号の削除)</li> <li>・ 廃止措置対象施設の変更 (使用済燃料輸送容 器の追加)</li> </ul>
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称 <sup>※1</sup>																																																																																																								
原子炉本体	炉心	支持構造物																																																																																																								
	燃料体	燃料集合体																																																																																																								
	原子炉容器	原子炉容器																																																																																																								
	放射線遮蔽体	原子炉容器周囲のコンクリート壁 格納容器遮蔽建屋																																																																																																								
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料移送装置 <sup>※2</sup>																																																																																																								
		除染装置 <sup>※2</sup>																																																																																																								
	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備 <sup>※2</sup>																																																																																																								
		使用済燃料貯蔵設備 <sup>※2</sup>																																																																																																								
原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	蒸気発生器																																																																																																								
		1次冷却材ポンプ																																																																																																								
		1次冷却材管																																																																																																								
	2次冷却設備	加圧器																																																																																																								
		タービン																																																																																																								
	非常用冷却設備	安全注入系																																																																																																								
		蓄圧注入系																																																																																																								
	その他の主要な事項	化学・体積制御設備																																																																																																								
		余熱除去設備																																																																																																								
		蒸気ダンプ設備																																																																																																								
主蒸気安全弁及び逃がし弁																																																																																																										
計測制御系統施設	計装	原子炉補機冷却設備																																																																																																								
		炉外核計装																																																																																																								
		炉内核計装																																																																																																								
	安全保護回路	プロセス計装																																																																																																								
		原子炉停止回路																																																																																																								
	制御設備	その他の主要な安全保護回路																																																																																																								
		制御材																																																																																																								
	その他の主要な事項	制御材駆動設備																																																																																																								
1次冷却材温度制御設備																																																																																																										
	加圧器制御設備																																																																																																									
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称 <sup>※1</sup>																																																																																																								
原子炉本体	炉心	支持構造物																																																																																																								
	燃料体	燃料集合体																																																																																																								
	原子炉容器	原子炉容器																																																																																																								
	放射線遮蔽体	原子炉容器周囲のコンクリート壁 格納容器遮蔽建屋																																																																																																								
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料移送装置 <sup>※2</sup>																																																																																																								
		除染装置 <sup>※2</sup>																																																																																																								
	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備 <sup>※2</sup>																																																																																																								
		使用済燃料貯蔵設備 <sup>※2</sup>																																																																																																								
原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	蒸気発生器																																																																																																								
		1次冷却材ポンプ																																																																																																								
		1次冷却材管																																																																																																								
	2次冷却設備	加圧器																																																																																																								
		タービン																																																																																																								
	非常用冷却設備	安全注入系																																																																																																								
		蓄圧注入系																																																																																																								
	その他の主要な事項	化学・体積制御設備																																																																																																								
		余熱除去設備																																																																																																								
		蒸気ダンプ設備																																																																																																								
主蒸気安全弁及び逃がし弁																																																																																																										
計測制御系統施設	計装	原子炉補機冷却設備																																																																																																								
		炉外核計装																																																																																																								
		炉内核計装																																																																																																								
	安全保護回路	プロセス計装																																																																																																								
		原子炉停止回路																																																																																																								
	制御設備	その他の主要な安全保護回路																																																																																																								
		制御材																																																																																																								
	その他の主要な事項	制御材駆動設備																																																																																																								
1次冷却材温度制御設備																																																																																																										
	加圧器制御設備																																																																																																									

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

大飯発電所2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																														
一	四 第4-2表 廃止措置対象施設	<p style="text-align: center;">第4-2表 廃止措置対象施設 (2/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称<sup>※1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="4">気体廃棄物の廃棄設備</td> <td>ガス圧縮機<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>水素再結合装置<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>ガス減衰タンク<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>排気筒<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>ほう酸純水回収系<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>純水回収系<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>低レベル廃液系<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>洗たく排水処理系<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>タービン復水器冷却水放水路<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>ドラム詰装置<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">固体廃棄物の廃棄設備</td> <td>乾燥造粒装置<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>セメントガラス固化装置<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>ペイラ<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>雑固体廃却設備<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>廃樹脂処理装置<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>廃樹脂タンク<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>廃樹脂貯蔵タンク<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物貯蔵庫<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">放射線管理施設</td> <td rowspan="2">屋内管理用の主要な設備</td> <td>放射線監視設備<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">屋外管理用の主要な設備</td> <td>排気モニタ<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>排水モニタ<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>気象観測設備<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>敷地内外の固定モニタ<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>放射能観測車<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉格納施設</td> <td>構造</td> <td>原子炉格納容器 アイスコンデンサ設備 格納容器スプレイ設備</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な事項</td> <td>アニュラス空気再循環設備 格納容器可燃性ガス濃度制御設備 格納容器換気設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常用電源設備</td> <td>受電系統<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機</td> </tr> <tr> <td>蓄電池</td> <td>使用済燃料輸送容器保管建屋<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>その他原子炉の附属施設</td> <td>保修点検建屋<sup>※2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：記載されている設備が設置されている建屋（原子炉補助建屋、廃棄物処理建屋、タービン建屋）を含む。          ※2：1号炉、3号炉及び4号炉との共用（一部共用を含む。）施設</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称 <sup>※1</sup>	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	ガス圧縮機 <sup>※2</sup>	水素再結合装置 <sup>※2</sup>	ガス減衰タンク <sup>※2</sup>	排気筒 <sup>※2</sup>	液体廃棄物の廃棄設備	ほう酸純水回収系 <sup>※2</sup>	純水回収系 <sup>※2</sup>	低レベル廃液系 <sup>※2</sup>	洗たく排水処理系 <sup>※2</sup>	タービン復水器冷却水放水路 <sup>※2</sup>	ドラム詰装置 <sup>※2</sup>	固体廃棄物の廃棄設備	乾燥造粒装置 <sup>※2</sup>	セメントガラス固化装置 <sup>※2</sup>	ペイラ <sup>※2</sup>	雑固体廃却設備 <sup>※2</sup>	廃樹脂処理装置 <sup>※2</sup>	廃樹脂タンク <sup>※2</sup>	廃樹脂貯蔵タンク <sup>※2</sup>	固体廃棄物貯蔵庫 <sup>※2</sup>	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備 <sup>※2</sup>	放射線管理設備 <sup>※2</sup>	屋外管理用の主要な設備	排気モニタ <sup>※2</sup>	排水モニタ <sup>※2</sup>	気象観測設備 <sup>※2</sup>	敷地内外の固定モニタ <sup>※2</sup>	放射能観測車 <sup>※2</sup>	原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器 アイスコンデンサ設備 格納容器スプレイ設備	その他の主要な事項	アニュラス空気再循環設備 格納容器可燃性ガス濃度制御設備 格納容器換気設備	非常用電源設備	受電系統 <sup>※2</sup>	ディーゼル発電機	蓄電池	使用済燃料輸送容器保管建屋 <sup>※2</sup>	その他原子炉の附属施設	保修点検建屋 <sup>※2</sup>	<p style="text-align: center;">第4-2表 廃止措置対象施設 (2/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称<sup>※1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="4">気体廃棄物の廃棄設備</td> <td>ガス圧縮機</td> </tr> <tr> <td>水素再結合装置</td> </tr> <tr> <td>ガス減衰タンク</td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>ほう酸純水回収系</td> </tr> <tr> <td>純水回収系</td> </tr> <tr> <td>低レベル廃液系</td> </tr> <tr> <td>洗たく排水処理系</td> </tr> <tr> <td>タービン復水器冷却水放水路</td> </tr> <tr> <td>ドラム詰装置</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">固体廃棄物の廃棄設備</td> <td>乾燥造粒装置<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>セメントガラス固化装置<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>ペイラ<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>雑固体廃却設備<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>廃樹脂処理装置</td> </tr> <tr> <td>廃樹脂タンク</td> </tr> <tr> <td>廃樹脂貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物貯蔵庫<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">放射線管理施設</td> <td rowspan="2">屋内管理用の主要な設備</td> <td>放射線監視設備<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">屋外管理用の主要な設備</td> <td>排気モニタ</td> </tr> <tr> <td>排水モニタ</td> </tr> <tr> <td>気象観測設備<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>敷地内外の固定モニタ<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>放射能観測車<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉格納施設</td> <td>構造</td> <td>原子炉格納容器 アイスコンデンサ設備 格納容器スプレイ設備</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な事項</td> <td>アニュラス空気再循環設備 格納容器可燃性ガス濃度制御設備 格納容器換気設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常用電源設備</td> <td>受電系統<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機</td> </tr> <tr> <td>蓄電池</td> <td>使用済燃料輸送容器保管建屋</td> </tr> <tr> <td>その他原子炉の附属施設</td> <td>保修点検建屋</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：記載されている設備が設置されている建屋（原子炉補助建屋、廃棄物処理建屋、タービン建屋）を含む。          ※2：1号炉、3号炉及び4号炉との共用（一部共用を含む。）施設</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称 <sup>※1</sup>	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	ガス圧縮機	水素再結合装置	ガス減衰タンク	排気筒	液体廃棄物の廃棄設備	ほう酸純水回収系	純水回収系	低レベル廃液系	洗たく排水処理系	タービン復水器冷却水放水路	ドラム詰装置	固体廃棄物の廃棄設備	乾燥造粒装置 <sup>※2</sup>	セメントガラス固化装置 <sup>※2</sup>	ペイラ <sup>※2</sup>	雑固体廃却設備 <sup>※2</sup>	廃樹脂処理装置	廃樹脂タンク	廃樹脂貯蔵タンク	固体廃棄物貯蔵庫 <sup>※2</sup>	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備 <sup>※2</sup>	放射線管理設備 <sup>※2</sup>	屋外管理用の主要な設備	排気モニタ	排水モニタ	気象観測設備 <sup>※2</sup>	敷地内外の固定モニタ <sup>※2</sup>	放射能観測車 <sup>※2</sup>	原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器 アイスコンデンサ設備 格納容器スプレイ設備	その他の主要な事項	アニュラス空気再循環設備 格納容器可燃性ガス濃度制御設備 格納容器換気設備	非常用電源設備	受電系統 <sup>※2</sup>	ディーゼル発電機	蓄電池	使用済燃料輸送容器保管建屋	その他原子炉の附属施設	保修点検建屋	<p>・記載の適正化 (注記番号の削除)</p>
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称 <sup>※1</sup>																																																																																																
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	ガス圧縮機 <sup>※2</sup>																																																																																																
		水素再結合装置 <sup>※2</sup>																																																																																																
		ガス減衰タンク <sup>※2</sup>																																																																																																
		排気筒 <sup>※2</sup>																																																																																																
	液体廃棄物の廃棄設備	ほう酸純水回収系 <sup>※2</sup>																																																																																																
		純水回収系 <sup>※2</sup>																																																																																																
		低レベル廃液系 <sup>※2</sup>																																																																																																
		洗たく排水処理系 <sup>※2</sup>																																																																																																
		タービン復水器冷却水放水路 <sup>※2</sup>																																																																																																
		ドラム詰装置 <sup>※2</sup>																																																																																																
	固体廃棄物の廃棄設備	乾燥造粒装置 <sup>※2</sup>																																																																																																
		セメントガラス固化装置 <sup>※2</sup>																																																																																																
		ペイラ <sup>※2</sup>																																																																																																
		雑固体廃却設備 <sup>※2</sup>																																																																																																
		廃樹脂処理装置 <sup>※2</sup>																																																																																																
廃樹脂タンク <sup>※2</sup>																																																																																																		
廃樹脂貯蔵タンク <sup>※2</sup>																																																																																																		
固体廃棄物貯蔵庫 <sup>※2</sup>																																																																																																		
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備 <sup>※2</sup>																																																																																																
		放射線管理設備 <sup>※2</sup>																																																																																																
	屋外管理用の主要な設備	排気モニタ <sup>※2</sup>																																																																																																
		排水モニタ <sup>※2</sup>																																																																																																
		気象観測設備 <sup>※2</sup>																																																																																																
		敷地内外の固定モニタ <sup>※2</sup>																																																																																																
		放射能観測車 <sup>※2</sup>																																																																																																
原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器 アイスコンデンサ設備 格納容器スプレイ設備																																																																																																
	その他の主要な事項	アニュラス空気再循環設備 格納容器可燃性ガス濃度制御設備 格納容器換気設備																																																																																																
	非常用電源設備	受電系統 <sup>※2</sup>																																																																																																
		ディーゼル発電機																																																																																																
蓄電池	使用済燃料輸送容器保管建屋 <sup>※2</sup>																																																																																																	
その他原子炉の附属施設	保修点検建屋 <sup>※2</sup>																																																																																																	
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称 <sup>※1</sup>																																																																																																
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	ガス圧縮機																																																																																																
		水素再結合装置																																																																																																
		ガス減衰タンク																																																																																																
		排気筒																																																																																																
	液体廃棄物の廃棄設備	ほう酸純水回収系																																																																																																
		純水回収系																																																																																																
		低レベル廃液系																																																																																																
		洗たく排水処理系																																																																																																
		タービン復水器冷却水放水路																																																																																																
		ドラム詰装置																																																																																																
	固体廃棄物の廃棄設備	乾燥造粒装置 <sup>※2</sup>																																																																																																
		セメントガラス固化装置 <sup>※2</sup>																																																																																																
		ペイラ <sup>※2</sup>																																																																																																
		雑固体廃却設備 <sup>※2</sup>																																																																																																
		廃樹脂処理装置																																																																																																
廃樹脂タンク																																																																																																		
廃樹脂貯蔵タンク																																																																																																		
固体廃棄物貯蔵庫 <sup>※2</sup>																																																																																																		
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備 <sup>※2</sup>																																																																																																
		放射線管理設備 <sup>※2</sup>																																																																																																
	屋外管理用の主要な設備	排気モニタ																																																																																																
		排水モニタ																																																																																																
		気象観測設備 <sup>※2</sup>																																																																																																
		敷地内外の固定モニタ <sup>※2</sup>																																																																																																
		放射能観測車 <sup>※2</sup>																																																																																																
原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器 アイスコンデンサ設備 格納容器スプレイ設備																																																																																																
	その他の主要な事項	アニュラス空気再循環設備 格納容器可燃性ガス濃度制御設備 格納容器換気設備																																																																																																
	非常用電源設備	受電系統 <sup>※2</sup>																																																																																																
		ディーゼル発電機																																																																																																
蓄電池	使用済燃料輸送容器保管建屋																																																																																																	
その他原子炉の附属施設	保修点検建屋																																																																																																	

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

大飯発電所2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																												
一	五 第5-1表 解体対象施設	<p style="text-align: center;">第5-1表 解体対象施設 (1/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称<sup>※1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原子炉本体</td> <td>炉心</td> <td>支持構造物</td> </tr> <tr> <td>燃料体</td> <td>燃料集合体<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>原子炉容器</td> <td>原子炉容器</td> </tr> <tr> <td>放射線遮蔽体</td> <td>原子炉容器周囲のコンクリート壁 格納容器遮蔽建屋<sup>※3</sup> 燃料取扱装置<sup>※4</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="2">核燃料物質取扱設備</td> <td>燃料移送装置<sup>※4</sup></td> </tr> <tr> <td>除染装置<sup>※4</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質貯蔵設備</td> <td>新燃料貯蔵設備</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵設備<sup>※4</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">原子炉冷却系統施設</td> <td rowspan="3">1次冷却設備</td> <td>蒸気発生器</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材ポンプ</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材管 加圧器</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2次冷却設備</td> <td>タービン</td> </tr> <tr> <td>安全注入系 蓄圧注入系</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">非常用冷却設備</td> <td>化学・体積制御設備</td> </tr> <tr> <td>余熱除去設備</td> </tr> <tr> <td>蒸気ダンプ設備</td> </tr> <tr> <td>主蒸気安全弁及び逃がし弁 原子炉補機冷却設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">計測制御系統施設</td> <td rowspan="3">計装</td> <td>炉外核計装</td> </tr> <tr> <td>炉内核計装</td> </tr> <tr> <td>プロセス計装</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安全保護回路</td> <td>原子炉停止回路</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な安全保護回路</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">制御設備</td> <td>制御材</td> </tr> <tr> <td>制御材駆動設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の主要な事項</td> <td>1次冷却材温度制御設備</td> </tr> <tr> <td>加圧器制御設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：記載されている設備が設置されている建屋（原子炉補助建屋、廃棄物処理建屋、タービン建屋）を含む。          ※2：燃料集合体は再処理事業者又は3号炉若しくは4号炉へ譲り渡す。          ※3：放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎は解体の対象から除く。          ※4：3号炉及び4号炉との共用施設は解体の対象から除く。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称 <sup>※1</sup>	原子炉本体	炉心	支持構造物	燃料体	燃料集合体 <sup>※2</sup>	原子炉容器	原子炉容器	放射線遮蔽体	原子炉容器周囲のコンクリート壁 格納容器遮蔽建屋 <sup>※3</sup> 燃料取扱装置 <sup>※4</sup>	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料移送装置 <sup>※4</sup>	除染装置 <sup>※4</sup>	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備 <sup>※4</sup>	原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	蒸気発生器	1次冷却材ポンプ	1次冷却材管 加圧器	2次冷却設備	タービン	安全注入系 蓄圧注入系	非常用冷却設備	化学・体積制御設備	余熱除去設備	蒸気ダンプ設備	主蒸気安全弁及び逃がし弁 原子炉補機冷却設備	計測制御系統施設	計装	炉外核計装	炉内核計装	プロセス計装	安全保護回路	原子炉停止回路	その他の主要な安全保護回路	制御設備	制御材	制御材駆動設備	その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備	加圧器制御設備	<p style="text-align: center;">第5-1表 解体対象施設 (1/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称<sup>※1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原子炉本体</td> <td>炉心</td> <td>支持構造物</td> </tr> <tr> <td>燃料体</td> <td>燃料集合体<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>原子炉容器</td> <td>原子炉容器</td> </tr> <tr> <td>放射線遮蔽体</td> <td>原子炉容器周囲のコンクリート壁 格納容器遮蔽建屋<sup>※3</sup> 燃料取扱装置<sup>※4</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="2">核燃料物質取扱設備</td> <td>燃料移送装置<sup>※4</sup></td> </tr> <tr> <td>除染装置<sup>※4</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質貯蔵設備</td> <td>新燃料貯蔵設備</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵設備<sup>※4</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">原子炉冷却系統施設</td> <td rowspan="3">1次冷却設備</td> <td>蒸気発生器</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材ポンプ</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材管 加圧器</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2次冷却設備</td> <td>タービン</td> </tr> <tr> <td>安全注入系 蓄圧注入系</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">非常用冷却設備</td> <td>化学・体積制御設備</td> </tr> <tr> <td>余熱除去設備</td> </tr> <tr> <td>蒸気ダンプ設備</td> </tr> <tr> <td>主蒸気安全弁及び逃がし弁 原子炉補機冷却設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">計測制御系統施設</td> <td rowspan="3">計装</td> <td>炉外核計装</td> </tr> <tr> <td>炉内核計装</td> </tr> <tr> <td>プロセス計装</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安全保護回路</td> <td>原子炉停止回路</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な安全保護回路</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">制御設備</td> <td>制御材</td> </tr> <tr> <td>制御材駆動設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の主要な事項</td> <td>1次冷却材温度制御設備</td> </tr> <tr> <td>加圧器制御設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：記載されている設備が設置されている建屋（原子炉補助建屋、廃棄物処理建屋、タービン建屋）を含む。          ※2：燃料集合体は再処理事業者又は3号炉若しくは4号炉へ譲り渡す。          ※3：放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎は解体の対象から除く。          ※4：3号炉及び4号炉との共用施設は解体の対象から除く。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称 <sup>※1</sup>	原子炉本体	炉心	支持構造物	燃料体	燃料集合体 <sup>※2</sup>	原子炉容器	原子炉容器	放射線遮蔽体	原子炉容器周囲のコンクリート壁 格納容器遮蔽建屋 <sup>※3</sup> 燃料取扱装置 <sup>※4</sup>	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料移送装置 <sup>※4</sup>	除染装置 <sup>※4</sup>	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備 <sup>※4</sup>	原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	蒸気発生器	1次冷却材ポンプ	1次冷却材管 加圧器	2次冷却設備	タービン	安全注入系 蓄圧注入系	非常用冷却設備	化学・体積制御設備	余熱除去設備	蒸気ダンプ設備	主蒸気安全弁及び逃がし弁 原子炉補機冷却設備	計測制御系統施設	計装	炉外核計装	炉内核計装	プロセス計装	安全保護回路	原子炉停止回路	その他の主要な安全保護回路	制御設備	制御材	制御材駆動設備	その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備	加圧器制御設備	<p>・解体対象施設の変更 (使用済燃料輸送容 器の追加)</p>
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称 <sup>※1</sup>																																																																																														
原子炉本体	炉心	支持構造物																																																																																														
	燃料体	燃料集合体 <sup>※2</sup>																																																																																														
	原子炉容器	原子炉容器																																																																																														
	放射線遮蔽体	原子炉容器周囲のコンクリート壁 格納容器遮蔽建屋 <sup>※3</sup> 燃料取扱装置 <sup>※4</sup>																																																																																														
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料移送装置 <sup>※4</sup>																																																																																														
		除染装置 <sup>※4</sup>																																																																																														
	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備																																																																																														
		使用済燃料貯蔵設備 <sup>※4</sup>																																																																																														
原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	蒸気発生器																																																																																														
		1次冷却材ポンプ																																																																																														
		1次冷却材管 加圧器																																																																																														
	2次冷却設備	タービン																																																																																														
		安全注入系 蓄圧注入系																																																																																														
	非常用冷却設備	化学・体積制御設備																																																																																														
		余熱除去設備																																																																																														
		蒸気ダンプ設備																																																																																														
		主蒸気安全弁及び逃がし弁 原子炉補機冷却設備																																																																																														
	計測制御系統施設	計装	炉外核計装																																																																																													
炉内核計装																																																																																																
プロセス計装																																																																																																
安全保護回路		原子炉停止回路																																																																																														
		その他の主要な安全保護回路																																																																																														
制御設備		制御材																																																																																														
		制御材駆動設備																																																																																														
その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備																																																																																															
	加圧器制御設備																																																																																															
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称 <sup>※1</sup>																																																																																														
原子炉本体	炉心	支持構造物																																																																																														
	燃料体	燃料集合体 <sup>※2</sup>																																																																																														
	原子炉容器	原子炉容器																																																																																														
	放射線遮蔽体	原子炉容器周囲のコンクリート壁 格納容器遮蔽建屋 <sup>※3</sup> 燃料取扱装置 <sup>※4</sup>																																																																																														
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料移送装置 <sup>※4</sup>																																																																																														
		除染装置 <sup>※4</sup>																																																																																														
	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備																																																																																														
		使用済燃料貯蔵設備 <sup>※4</sup>																																																																																														
原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	蒸気発生器																																																																																														
		1次冷却材ポンプ																																																																																														
		1次冷却材管 加圧器																																																																																														
	2次冷却設備	タービン																																																																																														
		安全注入系 蓄圧注入系																																																																																														
	非常用冷却設備	化学・体積制御設備																																																																																														
		余熱除去設備																																																																																														
		蒸気ダンプ設備																																																																																														
		主蒸気安全弁及び逃がし弁 原子炉補機冷却設備																																																																																														
	計測制御系統施設	計装	炉外核計装																																																																																													
炉内核計装																																																																																																
プロセス計装																																																																																																
安全保護回路		原子炉停止回路																																																																																														
		その他の主要な安全保護回路																																																																																														
制御設備		制御材																																																																																														
		制御材駆動設備																																																																																														
その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備																																																																																															
	加圧器制御設備																																																																																															

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

大飯発電所2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
9	六 1. 性能維持施設	<p><u>六 性能維持施設</u></p> <p>1. 性能維持施設</p> <p>(2) 新燃料貯蔵設備について、新燃料を貯蔵している期間、<u>臨界防止機能及び性能を維持管理する。使用済燃料貯蔵設備について、使用済燃料を貯蔵している期間、臨界防止機能及び性能並びに浄化・冷却等の機能及び性能を維持管理する。また、核燃料物質取扱設備について、使用済燃料を貯蔵している期間、臨界防止機能及び性能並びに燃料落下防止機能及び性能を維持管理する。</u></p>	<p><u>六 性能維持施設</u></p> <p>1. 性能維持施設</p> <p>(2) 新燃料貯蔵設備について、新燃料を貯蔵している期間、<u>臨界防止機能及び性能を維持管理する。使用済燃料貯蔵設備について、使用済燃料を貯蔵している期間、臨界防止機能及び性能並びに浄化・冷却等の機能及び性能を維持管理する。また、核燃料物質取扱設備について、使用済燃料を貯蔵している又は構内輸送する期間、臨界防止機能及び性能、燃料落下防止機能及び性能並びに除熱等の機能及び性能を維持管理する。</u></p>	<p>・ 性能維持施設の変更 (使用済燃料輸送容器の追加)</p>

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

大飯発電所2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																										
12	六 第6-1表 性能維持施設	<p style="text-align: center;">第6-1表 性能維持施設 (19)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">設備(建屋)名称</th> <th rowspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">維持台数</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>原子炉容器周囲のコンクリート壁</th> <th>放射線遮蔽建屋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原子炉本体</td> <td>放射線遮蔽体</td> <td>放射線遮蔽建屋</td> <td>1式</td> <td>既許認可とおり</td> <td>1式</td> <td>放射線遮蔽機能</td> <td>放射線遮蔽の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> <td>2号炉中心の支持構造物等の解体が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質取扱施設</td> <td>使用済燃料ピットクレーン補助建屋クレーン</td> <td>1個<sup>1)</sup> 1個<sup>1)</sup></td> <td>既許認可とおり 既許認可とおり</td> <td>1個<sup>1)</sup> 1個<sup>1)</sup></td> <td>臨界防止機能 燃料落下防止機能</td> <td>燃料集合体を取扱中、動力電源が喪失した場合に燃料集合体が停止した位置にて保持される状態であること。また、取扱中に燃料集合体が破損しないよう正常に動作する状態であること。除染に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> <td>使用済燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">核燃料貯蔵施設</td> <td>核燃料貯蔵設備</td> <td>除染装置(使用済燃料輸送容器を除染する場所(除染場))</td> <td>1個<sup>1)</sup></td> <td>既許認可とおり</td> <td>1個<sup>1)</sup></td> <td>除染機能</td> <td>燃料集合体の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。</td> <td>新燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の新燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>核燃料貯蔵設備</td> <td>新燃料フラック</td> <td>1式<sup>1)</sup></td> <td>既許認可とおり</td> <td>1式<sup>1)</sup></td> <td>臨界防止機能</td> <td>燃料集合体の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。</td> <td>新燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の新燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 1号及び2号炉共用</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称		位置、構造及び設備	維持台数	機能	性能	維持期間	原子炉容器周囲のコンクリート壁	放射線遮蔽建屋	原子炉本体	放射線遮蔽体	放射線遮蔽建屋	1式	既許認可とおり	1式	放射線遮蔽機能	放射線遮蔽の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	2号炉中心の支持構造物等の解体が完了するまで	核燃料物質取扱施設	使用済燃料ピットクレーン補助建屋クレーン	1個 <sup>1)</sup> 1個 <sup>1)</sup>	既許認可とおり 既許認可とおり	1個 <sup>1)</sup> 1個 <sup>1)</sup>	臨界防止機能 燃料落下防止機能	燃料集合体を取扱中、動力電源が喪失した場合に燃料集合体が停止した位置にて保持される状態であること。また、取扱中に燃料集合体が破損しないよう正常に動作する状態であること。除染に影響するような有意な損傷がない状態であること。	使用済燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで	核燃料貯蔵施設	核燃料貯蔵設備	除染装置(使用済燃料輸送容器を除染する場所(除染場))	1個 <sup>1)</sup>	既許認可とおり	1個 <sup>1)</sup>	除染機能	燃料集合体の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。	新燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の新燃料の搬出が完了するまで	核燃料貯蔵設備	新燃料フラック	1式 <sup>1)</sup>	既許認可とおり	1式 <sup>1)</sup>	臨界防止機能	燃料集合体の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。	新燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の新燃料の搬出が完了するまで	<p style="text-align: center;">第6-1表 性能維持施設 (19)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">設備(建屋)名称</th> <th rowspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">維持台数</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>原子炉容器周囲のコンクリート壁</th> <th>格納容器遮蔽建屋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原子炉本体</td> <td>放射線遮蔽体</td> <td>放射線遮蔽建屋</td> <td>1式</td> <td>既許認可とおり</td> <td>1式</td> <td>放射線遮蔽機能</td> <td>放射線遮蔽の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> <td>2号炉中心の支持構造物等の解体が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質取扱施設</td> <td>使用済燃料ピットクレーン補助建屋クレーン</td> <td>1個<sup>1)</sup> 1個<sup>1)</sup></td> <td>既許認可とおり 既許認可とおり</td> <td>1個<sup>1)</sup> 1個<sup>1)</sup></td> <td>臨界防止機能 燃料落下防止機能</td> <td>燃料集合体を取扱中、動力電源が喪失した場合に燃料集合体が停止した位置にて保持される状態であること。また、取扱中に燃料集合体が破損しないよう正常に動作する状態であること。</td> <td>使用済燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">核燃料貯蔵施設</td> <td>核燃料貯蔵設備</td> <td>除染装置(使用済燃料輸送容器を除染する場所(除染場))</td> <td>1個<sup>1)</sup></td> <td>既許認可とおり</td> <td>1個<sup>1)</sup></td> <td>除染機能</td> <td>燃料集合体の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。</td> <td>新燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の新燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>核燃料貯蔵設備</td> <td>新燃料フラック</td> <td>1式<sup>1)</sup></td> <td>既許認可とおり</td> <td>1式<sup>1)</sup></td> <td>臨界防止機能</td> <td>燃料集合体の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。</td> <td>新燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の新燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 1号及び2号炉共用(定期事業者検査は1号炉で実施する。)</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称		位置、構造及び設備	維持台数	機能	性能	維持期間	原子炉容器周囲のコンクリート壁	格納容器遮蔽建屋	原子炉本体	放射線遮蔽体	放射線遮蔽建屋	1式	既許認可とおり	1式	放射線遮蔽機能	放射線遮蔽の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	2号炉中心の支持構造物等の解体が完了するまで	核燃料物質取扱施設	使用済燃料ピットクレーン補助建屋クレーン	1個 <sup>1)</sup> 1個 <sup>1)</sup>	既許認可とおり 既許認可とおり	1個 <sup>1)</sup> 1個 <sup>1)</sup>	臨界防止機能 燃料落下防止機能	燃料集合体を取扱中、動力電源が喪失した場合に燃料集合体が停止した位置にて保持される状態であること。また、取扱中に燃料集合体が破損しないよう正常に動作する状態であること。	使用済燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで	核燃料貯蔵施設	核燃料貯蔵設備	除染装置(使用済燃料輸送容器を除染する場所(除染場))	1個 <sup>1)</sup>	既許認可とおり	1個 <sup>1)</sup>	除染機能	燃料集合体の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。	新燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の新燃料の搬出が完了するまで	核燃料貯蔵設備	新燃料フラック	1式 <sup>1)</sup>	既許認可とおり	1式 <sup>1)</sup>	臨界防止機能	燃料集合体の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。	新燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の新燃料の搬出が完了するまで	<ul style="list-style-type: none"> <li>性能維持施設の変更 (使用済燃料輸送容器の追加)</li> <li>定期事業者検査の実施号炉の明確化</li> </ul>
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称			位置、構造及び設備	維持台数						機能	性能		維持期間																																																																															
		原子炉容器周囲のコンクリート壁	放射線遮蔽建屋																																																																																											
原子炉本体	放射線遮蔽体	放射線遮蔽建屋	1式	既許認可とおり	1式	放射線遮蔽機能	放射線遮蔽の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	2号炉中心の支持構造物等の解体が完了するまで																																																																																						
	核燃料物質取扱施設	使用済燃料ピットクレーン補助建屋クレーン	1個 <sup>1)</sup> 1個 <sup>1)</sup>	既許認可とおり 既許認可とおり	1個 <sup>1)</sup> 1個 <sup>1)</sup>	臨界防止機能 燃料落下防止機能	燃料集合体を取扱中、動力電源が喪失した場合に燃料集合体が停止した位置にて保持される状態であること。また、取扱中に燃料集合体が破損しないよう正常に動作する状態であること。除染に影響するような有意な損傷がない状態であること。	使用済燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																						
核燃料貯蔵施設	核燃料貯蔵設備	除染装置(使用済燃料輸送容器を除染する場所(除染場))	1個 <sup>1)</sup>	既許認可とおり	1個 <sup>1)</sup>	除染機能	燃料集合体の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。	新燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の新燃料の搬出が完了するまで																																																																																						
	核燃料貯蔵設備	新燃料フラック	1式 <sup>1)</sup>	既許認可とおり	1式 <sup>1)</sup>	臨界防止機能	燃料集合体の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。	新燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の新燃料の搬出が完了するまで																																																																																						
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称		位置、構造及び設備	維持台数	機能	性能	維持期間																																																																																						
		原子炉容器周囲のコンクリート壁	格納容器遮蔽建屋																																																																																											
原子炉本体	放射線遮蔽体	放射線遮蔽建屋	1式	既許認可とおり	1式	放射線遮蔽機能	放射線遮蔽の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	2号炉中心の支持構造物等の解体が完了するまで																																																																																						
	核燃料物質取扱施設	使用済燃料ピットクレーン補助建屋クレーン	1個 <sup>1)</sup> 1個 <sup>1)</sup>	既許認可とおり 既許認可とおり	1個 <sup>1)</sup> 1個 <sup>1)</sup>	臨界防止機能 燃料落下防止機能	燃料集合体を取扱中、動力電源が喪失した場合に燃料集合体が停止した位置にて保持される状態であること。また、取扱中に燃料集合体が破損しないよう正常に動作する状態であること。	使用済燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																						
核燃料貯蔵施設	核燃料貯蔵設備	除染装置(使用済燃料輸送容器を除染する場所(除染場))	1個 <sup>1)</sup>	既許認可とおり	1個 <sup>1)</sup>	除染機能	燃料集合体の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。	新燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の新燃料の搬出が完了するまで																																																																																						
	核燃料貯蔵設備	新燃料フラック	1式 <sup>1)</sup>	既許認可とおり	1式 <sup>1)</sup>	臨界防止機能	燃料集合体の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。	新燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の新燃料の搬出が完了するまで																																																																																						

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

大飯発電所2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																				
13	六 第6-1表 性能維持施設	<p style="text-align: center;">第6-1表 性能維持施設 (29)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="2">核燃料物質貯蔵設備</td> <td>使用済燃料貯蔵設備</td> <td>1式<sup>※1</sup></td> <td>臨界防止機能</td> <td>燃料集合体の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。</td> <td rowspan="2">使用済燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>燃料ラック</td> <td>1式<sup>※1</sup></td> <td>水位監視機能</td> <td>使用済燃料ピットの水位が計測でき、水位高及び低い警報が発信できる状態であること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="2">放射性廃棄物の廃棄設備</td> <td>使用済燃料ピット水位を監視する設備</td> <td>1式<sup>※1</sup></td> <td>漏えい監視機能</td> <td>使用済燃料ピット内張りからの漏えいを監視できる状態であること。</td> <td rowspan="2">放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット水の漏えい監視する設備</td> <td>1系統<sup>※1</sup></td> <td>浄化・冷却機能</td> <td>使用済燃料ピット水の冷却ができる状態であること。燃料集合体の破損が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料ピット水を触媒塔に通水できる状態であること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="2">放射性廃棄物の廃棄設備</td> <td>燃料取替用水タンク</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td>給水機能(ほう素濃度を除く。)</td> <td>内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。</td> <td rowspan="2">放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>プラント(主)排気筒</td> <td>2基<sup>※2</sup></td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>放射性気体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 1号及び2号炉共用</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備	1式 <sup>※1</sup>	臨界防止機能	燃料集合体の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。	使用済燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで	燃料ラック	1式 <sup>※1</sup>	水位監視機能	使用済燃料ピットの水位が計測でき、水位高及び低い警報が発信できる状態であること。	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄設備	使用済燃料ピット水位を監視する設備	1式 <sup>※1</sup>	漏えい監視機能	使用済燃料ピット内張りからの漏えいを監視できる状態であること。	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	使用済燃料ピット水の漏えい監視する設備	1系統 <sup>※1</sup>	浄化・冷却機能	使用済燃料ピット水の冷却ができる状態であること。燃料集合体の破損が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料ピット水を触媒塔に通水できる状態であること。	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄設備	燃料取替用水タンク	1台 <sup>※1</sup>	給水機能(ほう素濃度を除く。)	内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	プラント(主)排気筒	2基 <sup>※2</sup>	放射性廃棄物処理機能	放射性気体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であること。	<p style="text-align: center;">第6-1表 性能維持施設 (29)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="2">核燃料物質貯蔵設備</td> <td>使用済燃料貯蔵設備</td> <td>1式<sup>※1</sup></td> <td>臨界防止機能</td> <td>燃料集合体の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。</td> <td rowspan="2">使用済燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>燃料ラック</td> <td>1式<sup>※1</sup></td> <td>水位監視機能</td> <td>使用済燃料ピットの水位が計測でき、水位高及び低い警報が発信できる状態であること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="2">放射性廃棄物の廃棄設備</td> <td>使用済燃料ピット水位を監視する設備</td> <td>1式<sup>※1</sup></td> <td>漏えい監視機能</td> <td>使用済燃料ピット内張りからの漏えいを監視できる状態であること。</td> <td rowspan="2">放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット水の漏えい監視する設備</td> <td>1系統<sup>※1</sup></td> <td>浄化・冷却機能</td> <td>使用済燃料ピット水の冷却ができる状態であること。燃料集合体の破損が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料ピット水を触媒塔に通水できる状態であること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="2">放射性廃棄物の廃棄設備</td> <td>燃料取替用水タンク</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td>給水機能(ほう素濃度を除く。)</td> <td>内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。</td> <td rowspan="2">放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>プラント(主)排気筒</td> <td>2基<sup>※2</sup></td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>放射性気体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 1号及び2号炉共用(定期事業者検査は1号炉で実施する。)          ※2: 1号及び2号炉共用(定期事業者検査は1号炉及び2号炉で実施する。)</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備	1式 <sup>※1</sup>	臨界防止機能	燃料集合体の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。	使用済燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで	燃料ラック	1式 <sup>※1</sup>	水位監視機能	使用済燃料ピットの水位が計測でき、水位高及び低い警報が発信できる状態であること。	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄設備	使用済燃料ピット水位を監視する設備	1式 <sup>※1</sup>	漏えい監視機能	使用済燃料ピット内張りからの漏えいを監視できる状態であること。	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	使用済燃料ピット水の漏えい監視する設備	1系統 <sup>※1</sup>	浄化・冷却機能	使用済燃料ピット水の冷却ができる状態であること。燃料集合体の破損が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料ピット水を触媒塔に通水できる状態であること。	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄設備	燃料取替用水タンク	1台 <sup>※1</sup>	給水機能(ほう素濃度を除く。)	内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	プラント(主)排気筒	2基 <sup>※2</sup>	放射性廃棄物処理機能	放射性気体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であること。	<p style="text-align: center;">・ 定期事業者検査の実施号炉の明確化</p>
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能				維持期間																																																																														
		設備(建屋)名称	維持台数																																																																																					
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備	1式 <sup>※1</sup>	臨界防止機能	燃料集合体の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。	使用済燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																		
		燃料ラック	1式 <sup>※1</sup>	水位監視機能	使用済燃料ピットの水位が計測でき、水位高及び低い警報が発信できる状態であること。																																																																																			
放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄設備	使用済燃料ピット水位を監視する設備	1式 <sup>※1</sup>	漏えい監視機能	使用済燃料ピット内張りからの漏えいを監視できる状態であること。	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																		
		使用済燃料ピット水の漏えい監視する設備	1系統 <sup>※1</sup>	浄化・冷却機能	使用済燃料ピット水の冷却ができる状態であること。燃料集合体の破損が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料ピット水を触媒塔に通水できる状態であること。																																																																																			
放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄設備	燃料取替用水タンク	1台 <sup>※1</sup>	給水機能(ほう素濃度を除く。)	内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																		
		プラント(主)排気筒	2基 <sup>※2</sup>	放射性廃棄物処理機能	放射性気体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であること。																																																																																			
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間																																																																																		
		設備(建屋)名称	維持台数																																																																																					
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備	1式 <sup>※1</sup>	臨界防止機能	燃料集合体の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。	使用済燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																		
		燃料ラック	1式 <sup>※1</sup>	水位監視機能	使用済燃料ピットの水位が計測でき、水位高及び低い警報が発信できる状態であること。																																																																																			
放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄設備	使用済燃料ピット水位を監視する設備	1式 <sup>※1</sup>	漏えい監視機能	使用済燃料ピット内張りからの漏えいを監視できる状態であること。	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																		
		使用済燃料ピット水の漏えい監視する設備	1系統 <sup>※1</sup>	浄化・冷却機能	使用済燃料ピット水の冷却ができる状態であること。燃料集合体の破損が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料ピット水を触媒塔に通水できる状態であること。																																																																																			
放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄設備	燃料取替用水タンク	1台 <sup>※1</sup>	給水機能(ほう素濃度を除く。)	内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																		
		プラント(主)排気筒	2基 <sup>※2</sup>	放射性廃棄物処理機能	放射性気体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であること。																																																																																			

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。



大飯発電所2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																		
14	六 第6-1表 性能維持施設	<p style="text-align: center;">第6-1表 性能維持施設 (39)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="14">液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>廃液蒸発装置</td> <td>2基<sup>※1</sup></td> <td rowspan="14">放射性廃棄物処理機能</td> <td rowspan="14">放射性液体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。 内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。</td> <td rowspan="14">放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>イオン交換器(廃液モニタ脱塩塔)</td> <td>1基<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>ホールドアップタンク</td> <td>2基<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>廃液ホールドアップタンク</td> <td>2基<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>廃液蒸留水タンク</td> <td>1基<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>床ドレンタンク</td> <td>1基<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>廃液モニタタンク</td> <td>2基<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>イオン交換器(廃液蒸留水脱塩塔、ホールドアップタンク脱塩塔)</td> <td>3基<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>薬品ドレンタンク</td> <td>1基<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>洗浄排水タンク</td> <td>1基<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>廃液蒸留水タンク</td> <td>2基<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>保修点検建屋内モニタタンク</td> <td>1基<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>保修点検建屋内イオン交換器</td> <td>1基<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>タービン復水器冷却水放水路</td> <td>1式<sup>※1</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※1: 1号及び2号共用</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	廃液蒸発装置	2基 <sup>※1</sup>	放射性廃棄物処理機能	放射性液体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。 内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	イオン交換器(廃液モニタ脱塩塔)	1基 <sup>※1</sup>	ホールドアップタンク	2基 <sup>※1</sup>	廃液ホールドアップタンク	2基 <sup>※1</sup>	廃液蒸留水タンク	1基 <sup>※1</sup>	床ドレンタンク	1基 <sup>※1</sup>	廃液モニタタンク	2基 <sup>※1</sup>	イオン交換器(廃液蒸留水脱塩塔、ホールドアップタンク脱塩塔)	3基 <sup>※1</sup>	薬品ドレンタンク	1基 <sup>※1</sup>	洗浄排水タンク	1基 <sup>※1</sup>	廃液蒸留水タンク	2基 <sup>※1</sup>	保修点検建屋内モニタタンク	1基 <sup>※1</sup>	保修点検建屋内イオン交換器	1基 <sup>※1</sup>	タービン復水器冷却水放水路	1式 <sup>※1</sup>	<p style="text-align: center;">第6-1表 性能維持施設 (39)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="14">液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>廃液蒸発装置</td> <td>2基<sup>※1</sup></td> <td rowspan="14">放射性廃棄物処理機能</td> <td rowspan="14">放射性液体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。 内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。</td> <td rowspan="14">放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>イオン交換器(廃液モニタ脱塩塔)</td> <td>1基<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>ホールドアップタンク</td> <td>1基<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>廃液ホールドアップタンク</td> <td>2基<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>廃液蒸留水タンク</td> <td>1基<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>床ドレンタンク</td> <td>1基<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>廃液モニタタンク</td> <td>2基<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>イオン交換器(廃液蒸留水脱塩塔、ホールドアップタンク脱塩塔)</td> <td>3基<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>薬品ドレンタンク</td> <td>1基<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>洗浄排水タンク</td> <td>1基<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>保修点検建屋内モニタタンク</td> <td>2基<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>保修点検建屋内イオン交換器</td> <td>1基<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>タービン復水器冷却水放水路</td> <td>1式<sup>※1</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※1: 1号及び2号共用(定期事業者検査は1号炉で実施する。)</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	廃液蒸発装置	2基 <sup>※1</sup>	放射性廃棄物処理機能	放射性液体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。 内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	イオン交換器(廃液モニタ脱塩塔)	1基 <sup>※1</sup>	ホールドアップタンク	1基 <sup>※1</sup>	廃液ホールドアップタンク	2基 <sup>※1</sup>	廃液蒸留水タンク	1基 <sup>※1</sup>	床ドレンタンク	1基 <sup>※1</sup>	廃液モニタタンク	2基 <sup>※1</sup>	イオン交換器(廃液蒸留水脱塩塔、ホールドアップタンク脱塩塔)	3基 <sup>※1</sup>	薬品ドレンタンク	1基 <sup>※1</sup>	洗浄排水タンク	1基 <sup>※1</sup>	保修点検建屋内モニタタンク	2基 <sup>※1</sup>	保修点検建屋内イオン交換器	1基 <sup>※1</sup>	タービン復水器冷却水放水路	1式 <sup>※1</sup>	<p style="text-align: center;">理由</p> <p style="text-align: center;">・ 定期事業者検査の実施号炉の明確化</p>
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能				維持期間																																																																												
		設備(建屋)名称	維持台数																																																																																			
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	廃液蒸発装置	2基 <sup>※1</sup>	放射性廃棄物処理機能	放射性液体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。 内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																
		イオン交換器(廃液モニタ脱塩塔)	1基 <sup>※1</sup>																																																																																			
		ホールドアップタンク	2基 <sup>※1</sup>																																																																																			
		廃液ホールドアップタンク	2基 <sup>※1</sup>																																																																																			
		廃液蒸留水タンク	1基 <sup>※1</sup>																																																																																			
		床ドレンタンク	1基 <sup>※1</sup>																																																																																			
		廃液モニタタンク	2基 <sup>※1</sup>																																																																																			
		イオン交換器(廃液蒸留水脱塩塔、ホールドアップタンク脱塩塔)	3基 <sup>※1</sup>																																																																																			
		薬品ドレンタンク	1基 <sup>※1</sup>																																																																																			
		洗浄排水タンク	1基 <sup>※1</sup>																																																																																			
		廃液蒸留水タンク	2基 <sup>※1</sup>																																																																																			
		保修点検建屋内モニタタンク	1基 <sup>※1</sup>																																																																																			
		保修点検建屋内イオン交換器	1基 <sup>※1</sup>																																																																																			
		タービン復水器冷却水放水路	1式 <sup>※1</sup>																																																																																			
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間																																																																																
		設備(建屋)名称	維持台数																																																																																			
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	廃液蒸発装置	2基 <sup>※1</sup>	放射性廃棄物処理機能	放射性液体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。 内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																
		イオン交換器(廃液モニタ脱塩塔)	1基 <sup>※1</sup>																																																																																			
		ホールドアップタンク	1基 <sup>※1</sup>																																																																																			
		廃液ホールドアップタンク	2基 <sup>※1</sup>																																																																																			
		廃液蒸留水タンク	1基 <sup>※1</sup>																																																																																			
		床ドレンタンク	1基 <sup>※1</sup>																																																																																			
		廃液モニタタンク	2基 <sup>※1</sup>																																																																																			
		イオン交換器(廃液蒸留水脱塩塔、ホールドアップタンク脱塩塔)	3基 <sup>※1</sup>																																																																																			
		薬品ドレンタンク	1基 <sup>※1</sup>																																																																																			
		洗浄排水タンク	1基 <sup>※1</sup>																																																																																			
		保修点検建屋内モニタタンク	2基 <sup>※1</sup>																																																																																			
		保修点検建屋内イオン交換器	1基 <sup>※1</sup>																																																																																			
		タービン復水器冷却水放水路	1式 <sup>※1</sup>																																																																																			

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

大飯発電所2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																				
15	六 第6-1表 性能維持施設	<p style="text-align: center;">第6-1表 性能維持施設 (49)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分 放射性廃棄物の廃棄施設</th> <th rowspan="2">設備等の区分 固体廃棄物の廃棄設備</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建物)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5"></td> <td rowspan="5"></td> <td>アスファルト固化ドラム詰装置</td> <td>1基<sup>*1</sup></td> <td rowspan="5">放射性廃棄物処理機能</td> <td rowspan="5">放射性固体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。  内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。</td> <td rowspan="5">放射性固体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>ペイラ</td> <td>1基<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>雑固体焼却設備</td> <td>1基<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>廃樹脂処理装置</td> <td>1基<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>廃樹脂タンク</td> <td>1基<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>廃樹脂貯蔵タンク</td> <td>3基<sup>*1</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※1: 1号及び2号炉共用</p>	施設区分 放射性廃棄物の廃棄施設	設備等の区分 固体廃棄物の廃棄設備	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建物)名称	維持台数			アスファルト固化ドラム詰装置	1基 <sup>*1</sup>	放射性廃棄物処理機能	放射性固体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。  内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで	ペイラ	1基 <sup>*1</sup>	雑固体焼却設備	1基 <sup>*1</sup>	廃樹脂処理装置	1基 <sup>*1</sup>	廃樹脂タンク	1基 <sup>*1</sup>	廃樹脂貯蔵タンク	3基 <sup>*1</sup>	<p style="text-align: center;">第6-1表 性能維持施設 (49)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分 放射性廃棄物の廃棄施設</th> <th rowspan="2">設備等の区分 固体廃棄物の廃棄設備</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建物)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5"></td> <td rowspan="5"></td> <td>アスファルト固化ドラム詰装置</td> <td>1基<sup>*1</sup></td> <td rowspan="5">放射性廃棄物処理機能</td> <td rowspan="5">放射性固体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。  内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。</td> <td rowspan="5">放射性固体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>ペイラ</td> <td>1基<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>雑固体焼却設備</td> <td>1基<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>廃樹脂処理装置</td> <td>1基<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>廃樹脂タンク</td> <td>1基<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>廃樹脂貯蔵タンク</td> <td>3基<sup>*1</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※1: 1号及び2号炉共用(定期事業者検査は1号炉で実施する。)</p>	施設区分 放射性廃棄物の廃棄施設	設備等の区分 固体廃棄物の廃棄設備	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建物)名称	維持台数			アスファルト固化ドラム詰装置	1基 <sup>*1</sup>	放射性廃棄物処理機能	放射性固体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。  内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで	ペイラ	1基 <sup>*1</sup>	雑固体焼却設備	1基 <sup>*1</sup>	廃樹脂処理装置	1基 <sup>*1</sup>	廃樹脂タンク	1基 <sup>*1</sup>	廃樹脂貯蔵タンク	3基 <sup>*1</sup>	<p style="text-align: center;">・定期事業者検査の実施号炉の明確化</p>
施設区分 放射性廃棄物の廃棄施設	設備等の区分 固体廃棄物の廃棄設備	位置、構造及び設備			機能	性能				維持期間																																														
		設備(建物)名称	維持台数																																																					
		アスファルト固化ドラム詰装置	1基 <sup>*1</sup>	放射性廃棄物処理機能	放射性固体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。  内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで																																																		
		ペイラ	1基 <sup>*1</sup>																																																					
		雑固体焼却設備	1基 <sup>*1</sup>																																																					
		廃樹脂処理装置	1基 <sup>*1</sup>																																																					
		廃樹脂タンク	1基 <sup>*1</sup>																																																					
廃樹脂貯蔵タンク	3基 <sup>*1</sup>																																																							
施設区分 放射性廃棄物の廃棄施設	設備等の区分 固体廃棄物の廃棄設備	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間																																																		
		設備(建物)名称	維持台数																																																					
		アスファルト固化ドラム詰装置	1基 <sup>*1</sup>	放射性廃棄物処理機能	放射性固体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。  内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで																																																		
		ペイラ	1基 <sup>*1</sup>																																																					
		雑固体焼却設備	1基 <sup>*1</sup>																																																					
		廃樹脂処理装置	1基 <sup>*1</sup>																																																					
		廃樹脂タンク	1基 <sup>*1</sup>																																																					
廃樹脂貯蔵タンク	3基 <sup>*1</sup>																																																							

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

大飯発電所2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																												
16	六 第6-1表 性能維持施設	<p style="text-align: center;">第6-1表 性能維持施設 (59)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建物)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線管理施設</td> <td>屋内管用の主要な設備</td> <td>固定エリアモニタ(ドラム詰室、使用済燃料ピット付近、廃棄物処理建屋アスファルト固化ドラム充填監視室、雑固体焼却作業エリア、使用済燃料輸送容器保管建屋内)手足モニタ(退出モニタ)</td> <td>5台<sup>※1</sup></td> <td>放射線監視機能</td> <td>線量当量率を測定できる状態であること。警報設定値において警報が発信する状態であること。</td> <td>関連する設備の使用が終了するまで</td> </tr> <tr> <td>屋外用の主要な設備</td> <td>放射線管理設備(出入管理室、化学分析室、放射線測定室) 排気モニタ(フランク排気筒) 排ガスモニタ、雑固体焼却炉 排ガスモニタ 排水モニタ(廃棄物処理設備) 排水モニタ、保修点検建屋排水モニタ、タービン建屋床下レンモニタ</td> <td>3台<sup>※1</sup> 1式<sup>※1</sup> 4台<sup>※1</sup> 4台<sup>※1</sup></td> <td>放射線監視機能 放射線管理機能 放射線監視機能 放出管理機能</td> <td>管理区域からの退出時に放射性物質の濃度が著しく上昇した場合においてこれを確実に検出できる状態であること。 出入管理、汚染管理及び放射線分析ができる状態であること。 放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信する状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号及び2号現用</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建物)名称	維持台数	放射線管理施設	屋内管用の主要な設備	固定エリアモニタ(ドラム詰室、使用済燃料ピット付近、廃棄物処理建屋アスファルト固化ドラム充填監視室、雑固体焼却作業エリア、使用済燃料輸送容器保管建屋内)手足モニタ(退出モニタ)	5台 <sup>※1</sup>	放射線監視機能	線量当量率を測定できる状態であること。警報設定値において警報が発信する状態であること。	関連する設備の使用が終了するまで	屋外用の主要な設備	放射線管理設備(出入管理室、化学分析室、放射線測定室) 排気モニタ(フランク排気筒) 排ガスモニタ、雑固体焼却炉 排ガスモニタ 排水モニタ(廃棄物処理設備) 排水モニタ、保修点検建屋排水モニタ、タービン建屋床下レンモニタ	3台 <sup>※1</sup> 1式 <sup>※1</sup> 4台 <sup>※1</sup> 4台 <sup>※1</sup>	放射線監視機能 放射線管理機能 放射線監視機能 放出管理機能	管理区域からの退出時に放射性物質の濃度が著しく上昇した場合においてこれを確実に検出できる状態であること。 出入管理、汚染管理及び放射線分析ができる状態であること。 放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信する状態であること。	管理区域を解除するまで	<p style="text-align: center;">第6-1表 性能維持施設 (59)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建物)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線管理施設</td> <td>屋内管用の主要な設備</td> <td>固定エリアモニタ(ドラム詰室、使用済燃料ピット付近、廃棄物処理建屋アスファルト固化ドラム充填監視室、雑固体焼却作業エリア、使用済燃料輸送容器保管建屋内)手足モニタ(退出モニタ)</td> <td>5台<sup>※1</sup></td> <td>放射線監視機能</td> <td>線量当量率を測定できる状態であること。警報設定値において警報が発信する状態であること。</td> <td>関連する設備の使用が終了するまで</td> </tr> <tr> <td>屋外用の主要な設備</td> <td>放射線管理設備(出入管理室、化学分析室、放射線測定室) 排気モニタ(フランク排気筒) 排ガスモニタ、雑固体焼却炉 排ガスモニタ 排水モニタ(廃棄物処理設備) 排水モニタ、保修点検建屋排水モニタ、タービン建屋床下レンモニタ</td> <td>3台<sup>※1</sup> 1式<sup>※1</sup> 4台<sup>※1</sup> 4台<sup>※1</sup></td> <td>放射線監視機能 放射線管理機能 放射線監視機能 放出管理機能</td> <td>表面汚染密度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信する状態であること。 出入管理、汚染管理及び放射線分析ができる状態であること。 放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信する状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号及び2号現用(定期事業者検査は1号炉で実施する。) ※2：1号及び2号現用(定期事業者検査は1号炉及び2号炉で実施する。)</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建物)名称	維持台数	放射線管理施設	屋内管用の主要な設備	固定エリアモニタ(ドラム詰室、使用済燃料ピット付近、廃棄物処理建屋アスファルト固化ドラム充填監視室、雑固体焼却作業エリア、使用済燃料輸送容器保管建屋内)手足モニタ(退出モニタ)	5台 <sup>※1</sup>	放射線監視機能	線量当量率を測定できる状態であること。警報設定値において警報が発信する状態であること。	関連する設備の使用が終了するまで	屋外用の主要な設備	放射線管理設備(出入管理室、化学分析室、放射線測定室) 排気モニタ(フランク排気筒) 排ガスモニタ、雑固体焼却炉 排ガスモニタ 排水モニタ(廃棄物処理設備) 排水モニタ、保修点検建屋排水モニタ、タービン建屋床下レンモニタ	3台 <sup>※1</sup> 1式 <sup>※1</sup> 4台 <sup>※1</sup> 4台 <sup>※1</sup>	放射線監視機能 放射線管理機能 放射線監視機能 放出管理機能	表面汚染密度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信する状態であること。 出入管理、汚染管理及び放射線分析ができる状態であること。 放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信する状態であること。	管理区域を解除するまで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化(手足モニタ(退出モニタ)の性能の見直し)</li> <li>・定期事業者検査の実施号炉の明確化</li> </ul>
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能				維持期間																																						
		設備(建物)名称	維持台数																																													
放射線管理施設	屋内管用の主要な設備	固定エリアモニタ(ドラム詰室、使用済燃料ピット付近、廃棄物処理建屋アスファルト固化ドラム充填監視室、雑固体焼却作業エリア、使用済燃料輸送容器保管建屋内)手足モニタ(退出モニタ)	5台 <sup>※1</sup>	放射線監視機能	線量当量率を測定できる状態であること。警報設定値において警報が発信する状態であること。	関連する設備の使用が終了するまで																																										
	屋外用の主要な設備	放射線管理設備(出入管理室、化学分析室、放射線測定室) 排気モニタ(フランク排気筒) 排ガスモニタ、雑固体焼却炉 排ガスモニタ 排水モニタ(廃棄物処理設備) 排水モニタ、保修点検建屋排水モニタ、タービン建屋床下レンモニタ	3台 <sup>※1</sup> 1式 <sup>※1</sup> 4台 <sup>※1</sup> 4台 <sup>※1</sup>	放射線監視機能 放射線管理機能 放射線監視機能 放出管理機能	管理区域からの退出時に放射性物質の濃度が著しく上昇した場合においてこれを確実に検出できる状態であること。 出入管理、汚染管理及び放射線分析ができる状態であること。 放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信する状態であること。	管理区域を解除するまで																																										
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間																																										
		設備(建物)名称	維持台数																																													
放射線管理施設	屋内管用の主要な設備	固定エリアモニタ(ドラム詰室、使用済燃料ピット付近、廃棄物処理建屋アスファルト固化ドラム充填監視室、雑固体焼却作業エリア、使用済燃料輸送容器保管建屋内)手足モニタ(退出モニタ)	5台 <sup>※1</sup>	放射線監視機能	線量当量率を測定できる状態であること。警報設定値において警報が発信する状態であること。	関連する設備の使用が終了するまで																																										
	屋外用の主要な設備	放射線管理設備(出入管理室、化学分析室、放射線測定室) 排気モニタ(フランク排気筒) 排ガスモニタ、雑固体焼却炉 排ガスモニタ 排水モニタ(廃棄物処理設備) 排水モニタ、保修点検建屋排水モニタ、タービン建屋床下レンモニタ	3台 <sup>※1</sup> 1式 <sup>※1</sup> 4台 <sup>※1</sup> 4台 <sup>※1</sup>	放射線監視機能 放射線管理機能 放射線監視機能 放出管理機能	表面汚染密度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信する状態であること。 出入管理、汚染管理及び放射線分析ができる状態であること。 放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信する状態であること。	管理区域を解除するまで																																										

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

大飯発電所2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																
17	六 第6-1表 性能維持施設	<p style="text-align: center;">第6-1表 性能維持施設 (65)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">維持台数</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建設)名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原子炉格納施設</td> <td>構造</td> <td>原子炉格納容器</td> <td></td> <td>1式</td> <td>放射線物質漏えい防止機能(事故時の気密性及び格納容器隔離弁による放射線物質漏えい防止機能を除く。)</td> <td>外部へ放射線物質が漏えいするようないかなる有意な損傷がない状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>格納容器換気送風機 格納容器排風機 格納容器換気設備(高効率エアフィルタ)</td> <td></td> <td>1台 1台 1台</td> <td>換気機能</td> <td>放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉の附風施設</td> <td>電源設備</td> <td>ディーゼル発電機</td> <td></td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td>電源供給機能(自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動充電機能を除く。)</td> <td>非常用直流母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。</td> <td>使用済燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>蓄電池</td> <td></td> <td>1組<sup>※1</sup></td> <td>電源供給機能</td> <td>非常用直流母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 1号及び2号炉共用</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		維持台数	機能	性能	維持期間	設備(建設)名称	位置	原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器		1式	放射線物質漏えい防止機能(事故時の気密性及び格納容器隔離弁による放射線物質漏えい防止機能を除く。)	外部へ放射線物質が漏えいするようないかなる有意な損傷がない状態であること。	管理区域を解除するまで	その他	格納容器換気送風機 格納容器排風機 格納容器換気設備(高効率エアフィルタ)		1台 1台 1台	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	管理区域を解除するまで	原子炉の附風施設	電源設備	ディーゼル発電機		1台 <sup>※1</sup>	電源供給機能(自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動充電機能を除く。)	非常用直流母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。	使用済燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで	その他	蓄電池		1組 <sup>※1</sup>	電源供給機能	非常用直流母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。		<p style="text-align: center;">第6-1表 性能維持施設 (65)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">維持台数</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建設)名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原子炉格納施設</td> <td>構造</td> <td>原子炉格納容器</td> <td></td> <td>1式</td> <td>放射線物質漏えい防止機能(事故時の気密性及び格納容器隔離弁による放射線物質漏えい防止機能を除く。)</td> <td>外部へ放射線物質が漏えいするようないかなる有意な損傷がない状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>格納容器換気送風機 格納容器排風機 格納容器換気設備(高効率エアフィルタ)</td> <td></td> <td>1台 1台 1台</td> <td>換気機能</td> <td>放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉の附風施設</td> <td>電源設備</td> <td>ディーゼル発電機</td> <td></td> <td>1台<sup>※2</sup></td> <td>電源供給機能(自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動充電機能を除く。)</td> <td>非常用直流母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。</td> <td>使用済燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>蓄電池</td> <td></td> <td>1組<sup>※1</sup></td> <td>電源供給機能</td> <td>非常用直流母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 1号及び2号炉共用 (定期事業者検査は1号炉で実施する。)          ※2: 1号及び2号炉共用 (定期事業者検査は2号炉で実施する。)</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		維持台数	機能	性能	維持期間	設備(建設)名称	位置	原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器		1式	放射線物質漏えい防止機能(事故時の気密性及び格納容器隔離弁による放射線物質漏えい防止機能を除く。)	外部へ放射線物質が漏えいするようないかなる有意な損傷がない状態であること。	管理区域を解除するまで	その他	格納容器換気送風機 格納容器排風機 格納容器換気設備(高効率エアフィルタ)		1台 1台 1台	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	管理区域を解除するまで	原子炉の附風施設	電源設備	ディーゼル発電機		1台 <sup>※2</sup>	電源供給機能(自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動充電機能を除く。)	非常用直流母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。	使用済燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで	その他	蓄電池		1組 <sup>※1</sup>	電源供給機能	非常用直流母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。		<p>・ 定期事業者検査の実施号炉の明確化</p>
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			維持台数	機能					性能	維持期間																																																																								
		設備(建設)名称	位置																																																																																	
原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器		1式	放射線物質漏えい防止機能(事故時の気密性及び格納容器隔離弁による放射線物質漏えい防止機能を除く。)	外部へ放射線物質が漏えいするようないかなる有意な損傷がない状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																													
	その他	格納容器換気送風機 格納容器排風機 格納容器換気設備(高効率エアフィルタ)		1台 1台 1台	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																													
原子炉の附風施設	電源設備	ディーゼル発電機		1台 <sup>※1</sup>	電源供給機能(自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動充電機能を除く。)	非常用直流母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。	使用済燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																													
	その他	蓄電池		1組 <sup>※1</sup>	電源供給機能	非常用直流母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。																																																																														
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		維持台数	機能	性能	維持期間																																																																													
		設備(建設)名称	位置																																																																																	
原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器		1式	放射線物質漏えい防止機能(事故時の気密性及び格納容器隔離弁による放射線物質漏えい防止機能を除く。)	外部へ放射線物質が漏えいするようないかなる有意な損傷がない状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																													
	その他	格納容器換気送風機 格納容器排風機 格納容器換気設備(高効率エアフィルタ)		1台 1台 1台	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																													
原子炉の附風施設	電源設備	ディーゼル発電機		1台 <sup>※2</sup>	電源供給機能(自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動充電機能を除く。)	非常用直流母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。	使用済燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																													
	その他	蓄電池		1組 <sup>※1</sup>	電源供給機能	非常用直流母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。																																																																														

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

大飯発電所2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																				
18	六 第6-1表 性能維持施設	<p style="text-align: center;">第6-1表 性能維持施設 (79)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th rowspan="2">設備(建屋)名称</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">その他 原子炉 の附属 施設</td> <td rowspan="3">その他 の主要 な事項</td> <td>使用済燃料輸送容器保管建屋 (管理区域境界)</td> <td>1式<sup>※1</sup></td> <td>既許認可とおり</td> <td>放射線遮蔽機能</td> <td>放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> <td>使用済燃料貯蔵設備 (1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>保安点検建屋 (管理区域境界)</td> <td>1式<sup>※1</sup></td> <td>既許認可とおり</td> <td>放射線遮蔽機能</td> <td>放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> <td>放射線遮蔽設備 (1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>保安点検建屋</td> <td>1式<sup>※1</sup></td> <td>既許認可とおり</td> <td>放射線遮蔽機能 放射線物質漏えい防止機能</td> <td>放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> <td>放射線遮蔽設備 (1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他 主要施設</td> <td rowspan="2">原子炉 補機冷 却設備</td> <td>放射性機器冷却水ポンプ</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td>既許認可とおり</td> <td>放射線遮蔽機能</td> <td>放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> <td>放射線遮蔽設備 (1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>放射性機器冷却水ポンプ</td> <td>1基<sup>※2</sup></td> <td>既許認可とおり</td> <td>放射線遮蔽機能 (自動起動機能を除く。)</td> <td>放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> <td>放射線遮蔽設備 (1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他 主要施設</td> <td rowspan="2">原子炉 補機冷 却海水 設備</td> <td>放射性機器冷却水ポンプ</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td>既許認可とおり</td> <td>放射線遮蔽機能</td> <td>放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> <td>放射線遮蔽設備 (1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>海水ポンプ</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td>既許認可とおり</td> <td>放射線遮蔽機能 (自動起動機能を除く。)</td> <td>放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> <td>放射線遮蔽設備 (1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※1: 1号及び2号炉共用</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	その他 原子炉 の附属 施設	その他 の主要 な事項	使用済燃料輸送容器保管建屋 (管理区域境界)	1式 <sup>※1</sup>	既許認可とおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	使用済燃料貯蔵設備 (1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで	保安点検建屋 (管理区域境界)	1式 <sup>※1</sup>	既許認可とおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	放射線遮蔽設備 (1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで	保安点検建屋	1式 <sup>※1</sup>	既許認可とおり	放射線遮蔽機能 放射線物質漏えい防止機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	放射線遮蔽設備 (1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで	その他 主要施設	原子炉 補機冷 却設備	放射性機器冷却水ポンプ	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	放射線遮蔽設備 (1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで	放射性機器冷却水ポンプ	1基 <sup>※2</sup>	既許認可とおり	放射線遮蔽機能 (自動起動機能を除く。)	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	放射線遮蔽設備 (1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで	その他 主要施設	原子炉 補機冷 却海水 設備	放射性機器冷却水ポンプ	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	放射線遮蔽設備 (1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで	海水ポンプ	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり	放射線遮蔽機能 (自動起動機能を除く。)	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	放射線遮蔽設備 (1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで	<p style="text-align: center;">第6-1表 性能維持施設 (79)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th rowspan="2">設備(建屋)名称</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">その他 原子炉の 附属 施設</td> <td rowspan="3">その他 の主要 な事項</td> <td>使用済燃料輸送容器保管建屋 (管理区域境界)</td> <td>1式<sup>※1</sup></td> <td>既許認可とおり</td> <td>放射線遮蔽機能</td> <td>放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> <td>使用済燃料貯蔵設備 (1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>保安点検建屋 (管理区域境界)</td> <td>1式<sup>※1</sup></td> <td>既許認可とおり</td> <td>放射線遮蔽機能</td> <td>放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> <td>放射線遮蔽設備 (1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>保安点検建屋</td> <td>1式<sup>※1</sup></td> <td>既許認可とおり</td> <td>放射線遮蔽機能 放射線物質漏えい防止機能</td> <td>放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> <td>放射線遮蔽設備 (1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他 主要施設</td> <td rowspan="2">原子炉 補機冷 却設備</td> <td>放射性機器冷却水ポンプ</td> <td>1台<sup>※2</sup></td> <td>既許認可とおり</td> <td>放射線遮蔽機能</td> <td>放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> <td>放射線遮蔽設備 (1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>放射性機器冷却水ポンプ</td> <td>1基<sup>※3</sup></td> <td>既許認可とおり</td> <td>放射線遮蔽機能 (自動起動機能を除く。)</td> <td>放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> <td>放射線遮蔽設備 (1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他 主要施設</td> <td rowspan="2">原子炉 補機冷 却海水 設備</td> <td>放射性機器冷却水ポンプ</td> <td>1台<sup>※2</sup></td> <td>既許認可とおり</td> <td>放射線遮蔽機能</td> <td>放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> <td>放射線遮蔽設備 (1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>海水ポンプ</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td>既許認可とおり</td> <td>放射線遮蔽機能 (自動起動機能を除く。)</td> <td>放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> <td>放射線遮蔽設備 (1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※1: 1号及び2号炉共用 (定期事業者検査は1号炉で実施する。) ※2: 1号及び2号炉共用 (定期事業者検査は2号炉で実施する。)</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	その他 原子炉の 附属 施設	その他 の主要 な事項	使用済燃料輸送容器保管建屋 (管理区域境界)	1式 <sup>※1</sup>	既許認可とおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	使用済燃料貯蔵設備 (1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで	保安点検建屋 (管理区域境界)	1式 <sup>※1</sup>	既許認可とおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	放射線遮蔽設備 (1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで	保安点検建屋	1式 <sup>※1</sup>	既許認可とおり	放射線遮蔽機能 放射線物質漏えい防止機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	放射線遮蔽設備 (1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで	その他 主要施設	原子炉 補機冷 却設備	放射性機器冷却水ポンプ	1台 <sup>※2</sup>	既許認可とおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	放射線遮蔽設備 (1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで	放射性機器冷却水ポンプ	1基 <sup>※3</sup>	既許認可とおり	放射線遮蔽機能 (自動起動機能を除く。)	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	放射線遮蔽設備 (1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで	その他 主要施設	原子炉 補機冷 却海水 設備	放射性機器冷却水ポンプ	1台 <sup>※2</sup>	既許認可とおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	放射線遮蔽設備 (1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで	海水ポンプ	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり	放射線遮蔽機能 (自動起動機能を除く。)	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	放射線遮蔽設備 (1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで	<p style="text-align: center;">・ 定期事業者検査の実施号炉の明確化</p>
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称				位置、構造及び設備					機能	性能			維持期間																																																																																																									
			設備(建屋)名称	維持台数																																																																																																																				
その他 原子炉 の附属 施設	その他 の主要 な事項	使用済燃料輸送容器保管建屋 (管理区域境界)	1式 <sup>※1</sup>	既許認可とおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	使用済燃料貯蔵設備 (1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																																	
		保安点検建屋 (管理区域境界)	1式 <sup>※1</sup>	既許認可とおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	放射線遮蔽設備 (1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																																	
		保安点検建屋	1式 <sup>※1</sup>	既許認可とおり	放射線遮蔽機能 放射線物質漏えい防止機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	放射線遮蔽設備 (1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																																	
その他 主要施設	原子炉 補機冷 却設備	放射性機器冷却水ポンプ	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	放射線遮蔽設備 (1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																																	
		放射性機器冷却水ポンプ	1基 <sup>※2</sup>	既許認可とおり	放射線遮蔽機能 (自動起動機能を除く。)	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	放射線遮蔽設備 (1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																																	
その他 主要施設	原子炉 補機冷 却海水 設備	放射性機器冷却水ポンプ	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	放射線遮蔽設備 (1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																																	
		海水ポンプ	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり	放射線遮蔽機能 (自動起動機能を除く。)	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	放射線遮蔽設備 (1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																																	
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間																																																																																																																	
			設備(建屋)名称	維持台数																																																																																																																				
その他 原子炉の 附属 施設	その他 の主要 な事項	使用済燃料輸送容器保管建屋 (管理区域境界)	1式 <sup>※1</sup>	既許認可とおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	使用済燃料貯蔵設備 (1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																																	
		保安点検建屋 (管理区域境界)	1式 <sup>※1</sup>	既許認可とおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	放射線遮蔽設備 (1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																																	
		保安点検建屋	1式 <sup>※1</sup>	既許認可とおり	放射線遮蔽機能 放射線物質漏えい防止機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	放射線遮蔽設備 (1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																																	
その他 主要施設	原子炉 補機冷 却設備	放射性機器冷却水ポンプ	1台 <sup>※2</sup>	既許認可とおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	放射線遮蔽設備 (1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																																	
		放射性機器冷却水ポンプ	1基 <sup>※3</sup>	既許認可とおり	放射線遮蔽機能 (自動起動機能を除く。)	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	放射線遮蔽設備 (1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																																	
その他 主要施設	原子炉 補機冷 却海水 設備	放射性機器冷却水ポンプ	1台 <sup>※2</sup>	既許認可とおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	放射線遮蔽設備 (1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																																	
		海水ポンプ	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり	放射線遮蔽機能 (自動起動機能を除く。)	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	放射線遮蔽設備 (1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																																	

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

大飯発電所2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																										
19	六 第6-1表 性能維持施設	<p>第6-1表 性能維持施設 (89)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">その他 主要施設</td> <td rowspan="10">建屋</td> <td>原子炉補助建屋 (蒸気発生装置室、 廃樹脂タンク室、使用済燃料 ピット)</td> <td>1式<sup>※1</sup></td> <td>放射線遮蔽機能 放射線透過係数の低い 防止機能</td> <td>放射線遮蔽の防止に影響するよう な有意な損傷がない状態であること。</td> <td>線源となる設備の解体が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建屋</td> <td>1式<sup>※1</sup></td> <td>放射性物質漏えい防止機能</td> <td>外部へ放射性物質が漏えいするよう な有意な損傷がない状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理建屋 (管理区域境界)</td> <td>1式<sup>※1</sup></td> <td>放射線遮蔽機能</td> <td>放射線遮蔽の防止に影響するよう な有意な損傷がない状態であること。</td> <td>線源となる設備の解体が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理建屋</td> <td>1式<sup>※1</sup></td> <td>放射性物質漏えい防止機能</td> <td>外部へ放射性物質が漏えいするよう な有意な損傷がない状態であること。 管理区域を解除するまで</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>換気設備</td> <td>換気設備</td> <td>換気機能 (よう素除去機能を除く。)</td> <td>放射線遮蔽の防止に影響するよう な有意な損傷がない状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>補助建屋送気ファン</td> <td>4台<sup>※2</sup></td> <td>換気機能 (よう素除去機能を除く。)</td> <td>放射線遮蔽の防止に影響するよう な有意な損傷がない状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>補助建屋排気ファン</td> <td>2台<sup>※2</sup></td> <td>換気機能 (よう素除去機能を除く。)</td> <td>放射線遮蔽の防止に影響するよう な有意な損傷がない状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>補助建屋排気ファン</td> <td>2台<sup>※2</sup></td> <td>換気機能 (よう素除去機能を除く。)</td> <td>放射線遮蔽の防止に影響するよう な有意な損傷がない状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>補助建屋 E.L.+4.9m 及び 11.3m よう素除去排気ファン</td> <td>2台<sup>※2</sup></td> <td>換気機能 (よう素除去機能を除く。)</td> <td>放射線遮蔽の防止に影響するよう な有意な損傷がない状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>補助建屋 E.L.+4.9m 及び 11.3m よう素除去排気ファン タユニット</td> <td>2台<sup>※2</sup></td> <td>換気機能 (よう素除去機能を除く。)</td> <td>放射線遮蔽の防止に影響するよう な有意な損傷がない状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号及び2号炉用</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	その他 主要施設	建屋	原子炉補助建屋 (蒸気発生装置室、 廃樹脂タンク室、使用済燃料 ピット)	1式 <sup>※1</sup>	放射線遮蔽機能 放射線透過係数の低い 防止機能	放射線遮蔽の防止に影響するよう な有意な損傷がない状態であること。	線源となる設備の解体が完了するまで	原子炉補助建屋	1式 <sup>※1</sup>	放射性物質漏えい防止機能	外部へ放射性物質が漏えいするよう な有意な損傷がない状態であること。	管理区域を解除するまで	廃棄物処理建屋 (管理区域境界)	1式 <sup>※1</sup>	放射線遮蔽機能	放射線遮蔽の防止に影響するよう な有意な損傷がない状態であること。	線源となる設備の解体が完了するまで	廃棄物処理建屋	1式 <sup>※1</sup>	放射性物質漏えい防止機能	外部へ放射性物質が漏えいするよう な有意な損傷がない状態であること。 管理区域を解除するまで	管理区域を解除するまで	換気設備	換気設備	換気機能 (よう素除去機能を除く。)	放射線遮蔽の防止に影響するよう な有意な損傷がない状態であること。	管理区域を解除するまで	補助建屋送気ファン	4台 <sup>※2</sup>	換気機能 (よう素除去機能を除く。)	放射線遮蔽の防止に影響するよう な有意な損傷がない状態であること。	管理区域を解除するまで	補助建屋排気ファン	2台 <sup>※2</sup>	換気機能 (よう素除去機能を除く。)	放射線遮蔽の防止に影響するよう な有意な損傷がない状態であること。	管理区域を解除するまで	補助建屋排気ファン	2台 <sup>※2</sup>	換気機能 (よう素除去機能を除く。)	放射線遮蔽の防止に影響するよう な有意な損傷がない状態であること。	管理区域を解除するまで	補助建屋 E.L.+4.9m 及び 11.3m よう素除去排気ファン	2台 <sup>※2</sup>	換気機能 (よう素除去機能を除く。)	放射線遮蔽の防止に影響するよう な有意な損傷がない状態であること。	管理区域を解除するまで	補助建屋 E.L.+4.9m 及び 11.3m よう素除去排気ファン タユニット	2台 <sup>※2</sup>	換気機能 (よう素除去機能を除く。)	放射線遮蔽の防止に影響するよう な有意な損傷がない状態であること。	管理区域を解除するまで	<p>第6-1表 性能維持施設 (89)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">その他 主要施設</td> <td rowspan="10">建屋</td> <td>原子炉補助建屋 (蒸気発生装置室、 廃樹脂タンク室、使用済燃料 ピット)</td> <td>1式<sup>※1</sup></td> <td>放射線遮蔽機能 放射線透過係数の低い 防止機能</td> <td>放射線遮蔽の防止に影響するよう な有意な損傷がない状態であること。</td> <td>線源となる設備の解体が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建屋</td> <td>1式<sup>※1</sup></td> <td>放射性物質漏えい防止機能</td> <td>外部へ放射性物質が漏えいするよう な有意な損傷がない状態であるこ と。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理建屋 (管理区域境界)</td> <td>1式<sup>※1</sup></td> <td>放射線遮蔽機能</td> <td>放射線遮蔽の防止に影響するよう な有意な損傷がない状態であること。</td> <td>線源となる設備の解体が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理建屋</td> <td>1式<sup>※1</sup></td> <td>放射性物質漏えい防止機能</td> <td>外部へ放射性物質が漏えいするよう な有意な損傷がない状態であるこ と。 管理区域を解除するまで</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>換気設備</td> <td>換気設備</td> <td>換気機能 (よう素除去機能を除く。)</td> <td>放射線遮蔽の防止に影響するよう な有意な損傷がない状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>補助建屋送気ファン</td> <td>4台<sup>※2</sup></td> <td>換気機能 (よう素除去機能を除く。)</td> <td>放射線遮蔽の防止に影響するよう な有意な損傷がない状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>補助建屋排気ファン</td> <td>2台<sup>※2</sup></td> <td>換気機能 (よう素除去機能を除く。)</td> <td>放射線遮蔽の防止に影響するよう な有意な損傷がない状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>補助建屋排気ファン</td> <td>2台<sup>※2</sup></td> <td>換気機能 (よう素除去機能を除く。)</td> <td>放射線遮蔽の防止に影響するよう な有意な損傷がない状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>補助建屋 E.L.+4.9m 及び 11.3m よう素除去排気ファン</td> <td>2台<sup>※2</sup></td> <td>換気機能 (よう素除去機能を除く。)</td> <td>放射線遮蔽の防止に影響するよう な有意な損傷がない状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>補助建屋 E.L.+4.9m 及び 11.3m よう素除去排気ファン タユニット</td> <td>2台<sup>※2</sup></td> <td>換気機能 (よう素除去機能を除く。)</td> <td>放射線遮蔽の防止に影響するよう な有意な損傷がない状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号及び2号炉用 (定期事業者検査は1号炉で実施する。)</p> <p>※2：1号及び2号炉用 (定期事業者検査は1号炉及び2号炉で実施する。)</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	その他 主要施設	建屋	原子炉補助建屋 (蒸気発生装置室、 廃樹脂タンク室、使用済燃料 ピット)	1式 <sup>※1</sup>	放射線遮蔽機能 放射線透過係数の低い 防止機能	放射線遮蔽の防止に影響するよう な有意な損傷がない状態であること。	線源となる設備の解体が完了するまで	原子炉補助建屋	1式 <sup>※1</sup>	放射性物質漏えい防止機能	外部へ放射性物質が漏えいするよう な有意な損傷がない状態であるこ と。	管理区域を解除するまで	廃棄物処理建屋 (管理区域境界)	1式 <sup>※1</sup>	放射線遮蔽機能	放射線遮蔽の防止に影響するよう な有意な損傷がない状態であること。	線源となる設備の解体が完了するまで	廃棄物処理建屋	1式 <sup>※1</sup>	放射性物質漏えい防止機能	外部へ放射性物質が漏えいするよう な有意な損傷がない状態であるこ と。 管理区域を解除するまで	管理区域を解除するまで	換気設備	換気設備	換気機能 (よう素除去機能を除く。)	放射線遮蔽の防止に影響するよう な有意な損傷がない状態であること。	管理区域を解除するまで	補助建屋送気ファン	4台 <sup>※2</sup>	換気機能 (よう素除去機能を除く。)	放射線遮蔽の防止に影響するよう な有意な損傷がない状態であること。	管理区域を解除するまで	補助建屋排気ファン	2台 <sup>※2</sup>	換気機能 (よう素除去機能を除く。)	放射線遮蔽の防止に影響するよう な有意な損傷がない状態であること。	管理区域を解除するまで	補助建屋排気ファン	2台 <sup>※2</sup>	換気機能 (よう素除去機能を除く。)	放射線遮蔽の防止に影響するよう な有意な損傷がない状態であること。	管理区域を解除するまで	補助建屋 E.L.+4.9m 及び 11.3m よう素除去排気ファン	2台 <sup>※2</sup>	換気機能 (よう素除去機能を除く。)	放射線遮蔽の防止に影響するよう な有意な損傷がない状態であること。	管理区域を解除するまで	補助建屋 E.L.+4.9m 及び 11.3m よう素除去排気ファン タユニット	2台 <sup>※2</sup>	換気機能 (よう素除去機能を除く。)	放射線遮蔽の防止に影響するよう な有意な損傷がない状態であること。	管理区域を解除するまで	理由
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能				維持期間																																																																																																																				
		設備(建屋)名称	維持台数																																																																																																																											
その他 主要施設	建屋	原子炉補助建屋 (蒸気発生装置室、 廃樹脂タンク室、使用済燃料 ピット)	1式 <sup>※1</sup>	放射線遮蔽機能 放射線透過係数の低い 防止機能	放射線遮蔽の防止に影響するよう な有意な損傷がない状態であること。	線源となる設備の解体が完了するまで																																																																																																																								
		原子炉補助建屋	1式 <sup>※1</sup>	放射性物質漏えい防止機能	外部へ放射性物質が漏えいするよう な有意な損傷がない状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																																																																								
		廃棄物処理建屋 (管理区域境界)	1式 <sup>※1</sup>	放射線遮蔽機能	放射線遮蔽の防止に影響するよう な有意な損傷がない状態であること。	線源となる設備の解体が完了するまで																																																																																																																								
		廃棄物処理建屋	1式 <sup>※1</sup>	放射性物質漏えい防止機能	外部へ放射性物質が漏えいするよう な有意な損傷がない状態であること。 管理区域を解除するまで	管理区域を解除するまで																																																																																																																								
		換気設備	換気設備	換気機能 (よう素除去機能を除く。)	放射線遮蔽の防止に影響するよう な有意な損傷がない状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																																																																								
		補助建屋送気ファン	4台 <sup>※2</sup>	換気機能 (よう素除去機能を除く。)	放射線遮蔽の防止に影響するよう な有意な損傷がない状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																																																																								
		補助建屋排気ファン	2台 <sup>※2</sup>	換気機能 (よう素除去機能を除く。)	放射線遮蔽の防止に影響するよう な有意な損傷がない状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																																																																								
		補助建屋排気ファン	2台 <sup>※2</sup>	換気機能 (よう素除去機能を除く。)	放射線遮蔽の防止に影響するよう な有意な損傷がない状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																																																																								
		補助建屋 E.L.+4.9m 及び 11.3m よう素除去排気ファン	2台 <sup>※2</sup>	換気機能 (よう素除去機能を除く。)	放射線遮蔽の防止に影響するよう な有意な損傷がない状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																																																																								
		補助建屋 E.L.+4.9m 及び 11.3m よう素除去排気ファン タユニット	2台 <sup>※2</sup>	換気機能 (よう素除去機能を除く。)	放射線遮蔽の防止に影響するよう な有意な損傷がない状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																																																																								
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間																																																																																																																								
		設備(建屋)名称	維持台数																																																																																																																											
その他 主要施設	建屋	原子炉補助建屋 (蒸気発生装置室、 廃樹脂タンク室、使用済燃料 ピット)	1式 <sup>※1</sup>	放射線遮蔽機能 放射線透過係数の低い 防止機能	放射線遮蔽の防止に影響するよう な有意な損傷がない状態であること。	線源となる設備の解体が完了するまで																																																																																																																								
		原子炉補助建屋	1式 <sup>※1</sup>	放射性物質漏えい防止機能	外部へ放射性物質が漏えいするよう な有意な損傷がない状態であるこ と。	管理区域を解除するまで																																																																																																																								
		廃棄物処理建屋 (管理区域境界)	1式 <sup>※1</sup>	放射線遮蔽機能	放射線遮蔽の防止に影響するよう な有意な損傷がない状態であること。	線源となる設備の解体が完了するまで																																																																																																																								
		廃棄物処理建屋	1式 <sup>※1</sup>	放射性物質漏えい防止機能	外部へ放射性物質が漏えいするよう な有意な損傷がない状態であるこ と。 管理区域を解除するまで	管理区域を解除するまで																																																																																																																								
		換気設備	換気設備	換気機能 (よう素除去機能を除く。)	放射線遮蔽の防止に影響するよう な有意な損傷がない状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																																																																								
		補助建屋送気ファン	4台 <sup>※2</sup>	換気機能 (よう素除去機能を除く。)	放射線遮蔽の防止に影響するよう な有意な損傷がない状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																																																																								
		補助建屋排気ファン	2台 <sup>※2</sup>	換気機能 (よう素除去機能を除く。)	放射線遮蔽の防止に影響するよう な有意な損傷がない状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																																																																								
		補助建屋排気ファン	2台 <sup>※2</sup>	換気機能 (よう素除去機能を除く。)	放射線遮蔽の防止に影響するよう な有意な損傷がない状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																																																																								
		補助建屋 E.L.+4.9m 及び 11.3m よう素除去排気ファン	2台 <sup>※2</sup>	換気機能 (よう素除去機能を除く。)	放射線遮蔽の防止に影響するよう な有意な損傷がない状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																																																																								
		補助建屋 E.L.+4.9m 及び 11.3m よう素除去排気ファン タユニット	2台 <sup>※2</sup>	換気機能 (よう素除去機能を除く。)	放射線遮蔽の防止に影響するよう な有意な損傷がない状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																																																																								

・定期事業者検査の実施号炉の明確化

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

大飯発電所2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																																																																																																																
20	六 第6-1表 性能維持施設	<p>第6-1表 性能維持施設 (9/9)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> <th>位置、構造及び設備</th> <th>維持台数</th> <th>機能</th> <th>性能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">その他 主要施設</td> <td rowspan="12">換気設備</td> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td>換気機能 (よう素除去機能を除く。)</td> <td>放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。</td> <td>管理区域を解体するまで</td> </tr> <tr> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>消火設備</td> <td>消火栓</td> <td>消火栓</td> <td>1式<sup>※1</sup></td> <td>消火機能</td> <td>消火栓から放水できる状態であること。</td> <td>各建屋を解体する前まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>照明設備</td> <td>非常用照明</td> <td>非常用照明</td> <td>1式<sup>※1</sup></td> <td>照明機能</td> <td>非常用照明が点灯できる状態であること。</td> <td>各建屋を解体する前まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号及び2号共用</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	位置、構造及び設備	維持台数	機能	性能	維持期間	その他 主要施設	換気設備	燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	換気機能 (よう素除去機能を除く。)	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	管理区域を解体するまで	燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり			燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり			燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり			燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり			燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり			燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり			燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり			燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり			燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり			燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり			燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり			燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり				消火設備	消火栓	消火栓	1式 <sup>※1</sup>	消火機能	消火栓から放水できる状態であること。	各建屋を解体する前まで		照明設備	非常用照明	非常用照明	1式 <sup>※1</sup>	照明機能	非常用照明が点灯できる状態であること。	各建屋を解体する前まで	<p>第6-1表 性能維持施設 (9/9)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> <th>位置、構造及び設備</th> <th>維持台数</th> <th>機能</th> <th>性能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">その他 主要施設</td> <td rowspan="12">換気設備</td> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td>換気機能 (よう素除去機能を除く。)</td> <td>放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。</td> <td>管理区域を解体するまで</td> </tr> <tr> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>燃料取扱区廃排気ファン</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>消火設備</td> <td>消火栓</td> <td>消火栓</td> <td>1式<sup>※1</sup></td> <td>消火機能</td> <td>消火栓から放水できる状態であること。</td> <td>各建屋を解体する前まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>照明設備</td> <td>非常用照明</td> <td>非常用照明</td> <td>1式</td> <td>照明機能</td> <td>非常用照明が点灯できる状態であること。</td> <td>各建屋を解体する前まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号及び2号共用(定期事業者検査は1号炉で実施する。)</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	位置、構造及び設備	維持台数	機能	性能	維持期間	その他 主要施設	換気設備	燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	換気機能 (よう素除去機能を除く。)	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	管理区域を解体するまで	燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり			燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり			燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり			燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり			燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり			燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり			燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり			燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり			燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり			燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり			燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり			燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり				消火設備	消火栓	消火栓	1式 <sup>※1</sup>	消火機能	消火栓から放水できる状態であること。	各建屋を解体する前まで		照明設備	非常用照明	非常用照明	1式	照明機能	非常用照明が点灯できる状態であること。	各建屋を解体する前まで	理由
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	位置、構造及び設備	維持台数	機能	性能	維持期間																																																																																																																																																																																																													
その他 主要施設	換気設備	燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	換気機能 (よう素除去機能を除く。)	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	管理区域を解体するまで																																																																																																																																																																																																													
		燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり																																																																																																																																																																																																															
		燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり																																																																																																																																																																																																															
		燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり																																																																																																																																																																																																															
		燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり																																																																																																																																																																																																															
		燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり																																																																																																																																																																																																															
		燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり																																																																																																																																																																																																															
		燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり																																																																																																																																																																																																															
		燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり																																																																																																																																																																																																															
		燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり																																																																																																																																																																																																															
		燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり																																																																																																																																																																																																															
		燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり																																																																																																																																																																																																															
	燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり																																																																																																																																																																																																																
	消火設備	消火栓	消火栓	1式 <sup>※1</sup>	消火機能	消火栓から放水できる状態であること。	各建屋を解体する前まで																																																																																																																																																																																																													
	照明設備	非常用照明	非常用照明	1式 <sup>※1</sup>	照明機能	非常用照明が点灯できる状態であること。	各建屋を解体する前まで																																																																																																																																																																																																													
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	位置、構造及び設備	維持台数	機能	性能	維持期間																																																																																																																																																																																																													
その他 主要施設	換気設備	燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	換気機能 (よう素除去機能を除く。)	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	管理区域を解体するまで																																																																																																																																																																																																													
		燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり																																																																																																																																																																																																															
		燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり																																																																																																																																																																																																															
		燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり																																																																																																																																																																																																															
		燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり																																																																																																																																																																																																															
		燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり																																																																																																																																																																																																															
		燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり																																																																																																																																																																																																															
		燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり																																																																																																																																																																																																															
		燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり																																																																																																																																																																																																															
		燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり																																																																																																																																																																																																															
		燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり																																																																																																																																																																																																															
		燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり																																																																																																																																																																																																															
	燃料取扱区廃排気ファン	燃料取扱区廃排気ファン	1台 <sup>※1</sup>	既許認可とおり																																																																																																																																																																																																																
	消火設備	消火栓	消火栓	1式 <sup>※1</sup>	消火機能	消火栓から放水できる状態であること。	各建屋を解体する前まで																																																																																																																																																																																																													
	照明設備	非常用照明	非常用照明	1式	照明機能	非常用照明が点灯できる状態であること。	各建屋を解体する前まで																																																																																																																																																																																																													

・定期事業者検査の実施号炉の明確化

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

大飯発電所2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																	
6-2	添付書類六 2. 性能維持施設 の機能及び その性能	添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書  2. 性能維持施設の機能及びその性能  (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設  a. 核燃料物質取扱設備  廃止措置では、新燃料及び使用済燃料の搬出などの際に取り扱う必要があることから、「 <u>臨界防止機能</u> 」、「 <u>燃料落下防止機能</u> 」及び「 <u>除染機能</u> 」を有する設備を維持する。具体的性能維持施設は下表のとおり。	添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書  2. 性能維持施設の機能及びその性能  (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設  a. 核燃料物質取扱設備  廃止措置では、新燃料及び使用済燃料の搬出などの際に取り扱う必要があることから、「 <u>臨界防止機能</u> 」、「 <u>燃料落下防止機能</u> 」、「 <u>除染機能</u> 」、「 <u>除熱機能</u> 」、「 <u>密封機能</u> 」及び「 <u>放射線遮蔽機能</u> 」を有する設備を維持する。具体的性能維持施設は下表のとおり。	・性能維持施設の変更 (使用済燃料輸送容器の追加)																	
6-3		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>維持機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>臨界防止機能</u></td> <td><u>使用済燃料ピットクレーン</u></td> </tr> <tr> <td><u>燃料落下防止機能</u></td> <td><u>補助建屋クレーン</u></td> </tr> <tr> <td><u>除染機能</u></td> <td><u>除染装置</u> (使用済燃料輸送容器を除染する場所(除染場))</td> </tr> </tbody> </table> <p>「<u>臨界防止機能</u>」及び「<u>燃料落下防止機能</u>」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料集合体を取扱中、動力電源が喪失した場合に燃料集合体が停止した位置にて保持される状態であること。また、取扱中に燃料集合体が破損しないよう正常に動作する状態であること。</li> </ul>	維持機能		性能維持施設	<u>臨界防止機能</u>	<u>使用済燃料ピットクレーン</u>	<u>燃料落下防止機能</u>	<u>補助建屋クレーン</u>	<u>除染機能</u>	<u>除染装置</u> (使用済燃料輸送容器を除染する場所(除染場))	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>維持機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>臨界防止機能</u></td> <td><u>使用済燃料ピットクレーン</u></td> </tr> <tr> <td><u>燃料落下防止機能</u></td> <td><u>補助建屋クレーン</u></td> </tr> <tr> <td><u>除染機能</u></td> <td><u>除染装置</u> (使用済燃料輸送容器を除染する場所(除染場))</td> </tr> <tr> <td><u>臨界防止機能</u> <u>除熱機能</u> <u>密封機能</u> <u>放射線遮蔽機能</u></td> <td><u>使用済燃料輸送容器</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>使用済燃料ピットクレーン及び補助建屋クレーン</u>の性能は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料集合体を取扱中、動力電源が喪失した場合に燃料集合体が停止した位置にて保持される状態であること。また、取扱中に燃料集合体が破損しないよう正常に動作する状態であること。</li> </ul>	維持機能	性能維持施設	<u>臨界防止機能</u>	<u>使用済燃料ピットクレーン</u>	<u>燃料落下防止機能</u>	<u>補助建屋クレーン</u>	<u>除染機能</u>	<u>除染装置</u> (使用済燃料輸送容器を除染する場所(除染場))	<u>臨界防止機能</u> <u>除熱機能</u> <u>密封機能</u> <u>放射線遮蔽機能</u>
維持機能	性能維持施設																				
<u>臨界防止機能</u>	<u>使用済燃料ピットクレーン</u>																				
<u>燃料落下防止機能</u>	<u>補助建屋クレーン</u>																				
<u>除染機能</u>	<u>除染装置</u> (使用済燃料輸送容器を除染する場所(除染場))																				
維持機能	性能維持施設																				
<u>臨界防止機能</u>	<u>使用済燃料ピットクレーン</u>																				
<u>燃料落下防止機能</u>	<u>補助建屋クレーン</u>																				
<u>除染機能</u>	<u>除染装置</u> (使用済燃料輸送容器を除染する場所(除染場))																				
<u>臨界防止機能</u> <u>除熱機能</u> <u>密封機能</u> <u>放射線遮蔽機能</u>	<u>使用済燃料輸送容器</u>																				

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。



大飯発電所2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
		<p><u>「除染機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおり。</u></p> <p><u>・除染に影響するような有意な損傷がない状態であること。</u></p>	<p><u>除染装置（使用済燃料輸送容器を除染する場所（除染場））の性能は、以下のとおり。</u></p> <p><u>・除染に影響するような有意な損傷がない状態であること。</u></p> <p><u>「使用済燃料輸送容器」の性能は、以下のとおり。</u></p> <p><u>・使用済燃料の運搬及び放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</u></p>	<p>・性能維持施設の変更 (使用済燃料輸送容器の追加)</p>

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

大飯発電所2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由												
6-10	添付書類六 2. 性能維持施設 の機能及びその性能	<p><u>(4) 放射線管理施設</u></p> <p>c. <u>管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理</u></p> <p>廃止措置では、<u>管理区域内で作業を行うため、「放射線監視機能」及び「放射線管理機能」を有する設備を維持する。具体的性能維持施設は下表のとおり。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>維持機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線監視機能</td> <td>手足モニタ（退出モニタ）</td> </tr> <tr> <td>放射線管理機能</td> <td>放射線管理設備（出入管理室、化学分析室、放射線測定室）</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>「放射線監視機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・管理区域からの退出時に放射性物質の濃度が著しく上昇した場合においてこれらを確実に検出できる状態であること。</u></li> </ul> <p><u>「放射線管理機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・出入管理、汚染管理及び放射線分析ができる状態であること。</u></li> </ul>	維持機能	性能維持施設	放射線監視機能	手足モニタ（退出モニタ）	放射線管理機能	放射線管理設備（出入管理室、化学分析室、放射線測定室）	<p><u>(4) 放射線管理施設</u></p> <p>c. <u>管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理</u></p> <p>廃止措置では、<u>管理区域内で作業を行うため、「放射線監視機能」及び「放射線管理機能」を有する設備を維持する。具体的性能維持施設は下表のとおり。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>維持機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線監視機能</td> <td>手足モニタ（退出モニタ）</td> </tr> <tr> <td>放射線管理機能</td> <td>放射線管理設備（出入管理室、化学分析室、放射線測定室）</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>「放射線監視機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・表面汚染密度を測定できる状態であること。</u></li> <li><u>・警報設定値において警報が発信する状態であること。</u></li> </ul> <p><u>「放射線管理機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・出入管理、汚染管理及び放射線分析ができる状態であること。</u></li> </ul>	維持機能	性能維持施設	放射線監視機能	手足モニタ（退出モニタ）	放射線管理機能	放射線管理設備（出入管理室、化学分析室、放射線測定室）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化（手足モニタ（退出モニタ）の性能の見直し）</li> </ul>
維持機能	性能維持施設															
放射線監視機能	手足モニタ（退出モニタ）															
放射線管理機能	放射線管理設備（出入管理室、化学分析室、放射線測定室）															
維持機能	性能維持施設															
放射線監視機能	手足モニタ（退出モニタ）															
放射線管理機能	放射線管理設備（出入管理室、化学分析室、放射線測定室）															

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

大飯発電所2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-17	添付書類六 3. 性能維持施設 の維持期間	<p><u>3. 性能維持施設の維持期間</u></p> <p><u>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</u></p> <p><u>a. 核燃料物質取扱設備</u></p> <p><u>核燃料物質取扱設備の「臨界防止機能」、「燃料落下防止機能」及び「除染機能」並びにその性能は、使用済燃料貯蔵設備（1号及び2号炉共用）内の使用済燃料の搬出が完了するまで維持する。</u></p>	<p><u>3. 性能維持施設の維持期間</u></p> <p><u>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</u></p> <p><u>a. 核燃料物質取扱設備</u></p> <p><u>使用済燃料ピットクレーン及び補助建屋クレーンの「臨界防止機能」及び「燃料落下防止機能」並びにその性能は、使用済燃料貯蔵設備（1号及び2号炉共用）内の使用済燃料の搬出が完了するまで維持する。</u></p> <p><u>除染装置（使用済燃料輸送容器を除染する場所（除染場）の「除染機能」及びその性能は、使用済燃料貯蔵設備（1号及び2号炉共用）内の使用済燃料の搬出が完了するまで維持する。</u></p> <p><u>使用済燃料輸送容器の「臨界防止機能」、「除熱機能」、「密封機能」及び「放射線遮蔽機能」並びにその性能は、使用済燃料貯蔵設備（1号及び2号炉共用）内の使用済燃料の構内輸送が完了するまで維持する。</u></p>	<p>・性能維持施設の変更 (使用済燃料輸送容器の追加)</p>

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

大飯発電所2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-19	添付書類六 3. 性能維持施設の維持期間	<p><u>(6) 火災防護</u></p> <p>消火栓の「消火機能」及びその性能は、各建屋を解体する前まで維持する。</p>	<p><u>(6) その他の安全対策</u></p> <p>消火栓の「消火機能」及びその性能は、各建屋を解体する前まで維持する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> </ul>

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

大飯発電所2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-追-1	添付書類六 目次	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>追補1 「<u>3. 性能維持施設の機能及びその性能</u>」の追補</p> <p>I. 使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象における燃料の評価について ……6-追1-1</p> <p>II. 使用済燃料ピット水大規模漏えい時の使用済燃料の健全性について ……6-追1-3</p> <p>III. 使用済燃料ピット水大規模漏えい時の未臨界性評価について ……6-追1-17</p> <p>IV. 使用済燃料ピット水大規模漏えい時の使用済燃料からのスカイシャイン線による周辺公衆への放射線被ばくの影響について ……6-追1-31</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>追補1 「<u>2. 性能維持施設の機能及びその性能</u>」の追補</p> <p>I. 使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象における燃料の評価について ……6-追1-1</p> <p>II. 使用済燃料ピット水大規模漏えい時の使用済燃料の健全性について ……6-追1-3</p> <p>III. 使用済燃料ピット水大規模漏えい時の未臨界性評価について ……6-追1-17</p> <p>IV. 使用済燃料ピット水大規模漏えい時の使用済燃料からのスカイシャイン線による周辺公衆への放射線被ばくの影響について ……6-追1-31</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> </ul>

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

大飯発電所2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-追-2	添付書類六 タイトル	<p style="text-align: center;">追 補 1</p> <p>「<u>3.</u> 性能維持施設の機能及びその性能」の追補</p> <p>添付書類六「<u>3.</u> 性能維持施設の機能及びその性能」の記述 に次のとおり追補する。</p>	<p style="text-align: center;">追 補 1</p> <p>「<u>2.</u> 性能維持施設の機能及びその性能」の追補</p> <p>添付書類六「<u>2.</u> 性能維持施設の機能及びその性能」の記述 に次のとおり追補する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> </ul>

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

大飯発電所2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
9-7	添付書類九 4.3.2 不適合の管 理	添付書類九 <u>廃止措置に係る品質マネジメントシステムに 関する説明書</u>  <u>4.3.2. 不適合の管理</u>  <u>(1) 原子力部門は、個別業務等要求事項に適合しない機器 等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよ う、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する (不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、 不適合が全て管理されていることをいう)。</u>	添付書類九 <u>廃止措置に係る品質マネジメントシステムに 関する説明書</u>  <u>4.3.2 不適合の管理</u>  <u>(1) 原子力部門は、個別業務等要求事項に適合しない機器 等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよ う、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する (不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、 不適合が全て管理されていることをいう)。</u>	・ 記載の適正化

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。